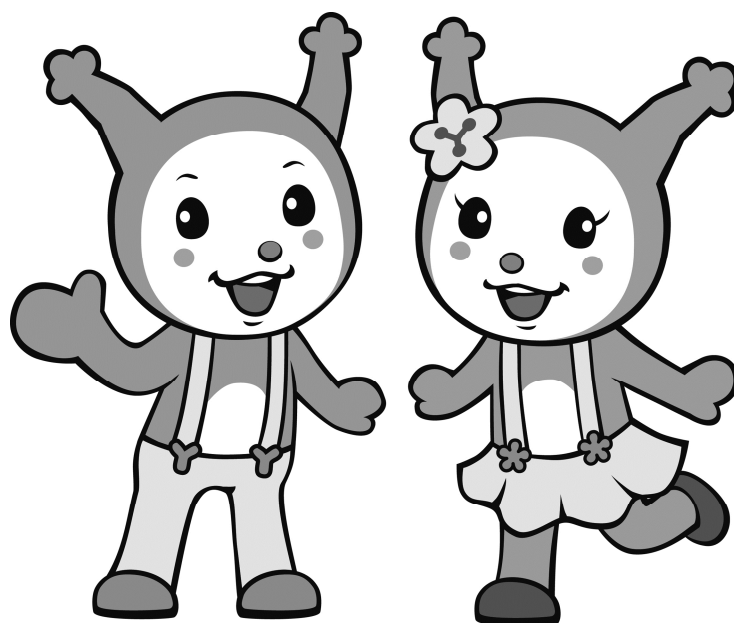


吉野川市
子ども・子育て支援事業計画
(最終案)



平成 27 年 3 月

吉野川市

はじめに

このたび、「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、ご挨拶申し上げます。

近年、急速に進行する少子化は、社会経済全体をはじめ、子どもたちを取り巻く社会環境にも多くの影響を与えています。

現在、新聞やテレビ等をみますと、連日、社会不安を反映するような、子どもを取り巻く厳しい状況が報道されています。その一方で、子育てを社会全体で支援していくための前向きな動きもみられます。少子化を食い止め、心豊かな社会を取り戻すためには、今まさにすべての人が子育ての重要性を再認識する時が来ているのではないかと考えます。

国においては平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この3法の趣旨には、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

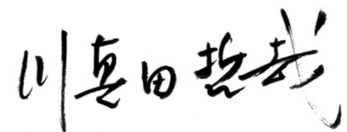
このような背景のもと、吉野川市においても、吉野川市次世代育成支援行動計画等の実績を踏まえ、市における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、地域や関係機関、行政の綿密な連携のもと、安全・安心な環境のなかで、支えあいながら、それぞれの将来の夢を紡ぐことができる道標として、「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

策定にあたりましては、子育てをしているご家庭に対するアンケート調査などにより、貴重なご意見を頂き、集約したうえで、吉野川市子ども・子育て会議でご審議をいただきました。

最後になりますが、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました市民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました、吉野川市子ども・子育て会議委員の皆さま、関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。今後とも市民の皆さまには、吉野川市の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

吉野川市長



目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 策定体制.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 人口の推移等.....	3
2 子育てに関するアンケート調査結果の概要.....	7
3 次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況・評価.....	15
第3章 計画の基本理念	16
1 基本理念.....	16
2 基本的視点.....	17
3 基本目標.....	19
4 施策の体系.....	22
第4章 施策の展開	23
1 地域における子育ての支援の充実（子育て支援）.....	23
2 子どもや母親の健康の確保・増進（母子保健）.....	54
3 子どもの健やかな心と体を育む教育環境の整備（教育環境）.....	62
4 子育てを支援する生活環境の整備（生活環境）.....	71
5 職業生活と家庭生活との両立の推進（ワーク・ライフ・バランス）.....	75
6 子ども等の安全の確保（子ども等の安全・安心）.....	77
7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進（要保護児童対策）.....	80
第5章 推進体制	85
1 計画の推進に向けて.....	85
2 計画の評価・確認等.....	85
資料編	86
■吉野川市子ども・子育て会議開催経過.....	86
■吉野川市子ども・子育て会議委員名簿（平成27年3月現在）.....	87
■子ども・子育て会議条例.....	88
■本計画の根拠法令（子ども・子育て支援法第61条-全文）.....	90
■用語解説.....	92

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められています。

平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

吉野川市では、平成 21 年度に「吉野川市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、吉野川市においても少子化や世帯規模の縮小、教育・保育のニーズの変化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

「子ども・子育て関連 3 法」とは・・・

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をまとめて、このように言います。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「吉野川市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとしてします。

また、本計画は、上位計画である「吉野川市総合計画基本構想」及び「吉野川市総合計画後期基本計画」や、その他関連計画と整合性を図り、策定しています。

【参考】子ども・子育て支援法《抜粋》

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

									(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
計画策定	吉野川市子ども・子育て支援事業計画（本計画）								
				評価・次期計画策定		次期以降（平成32年度～）			

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、吉野川市子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、住民等の意見を踏まえ検討・策定しました。

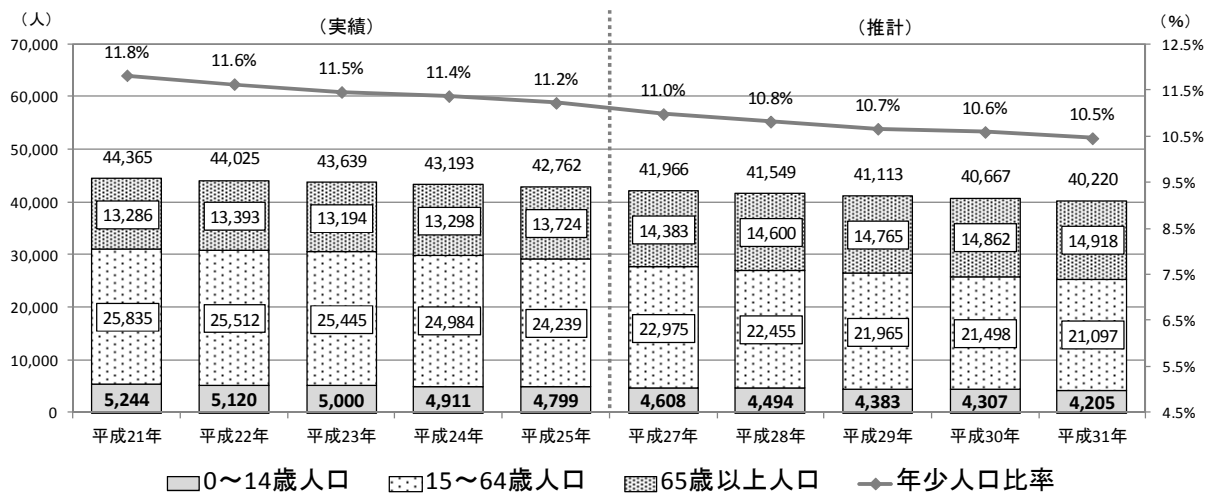
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口の推移等

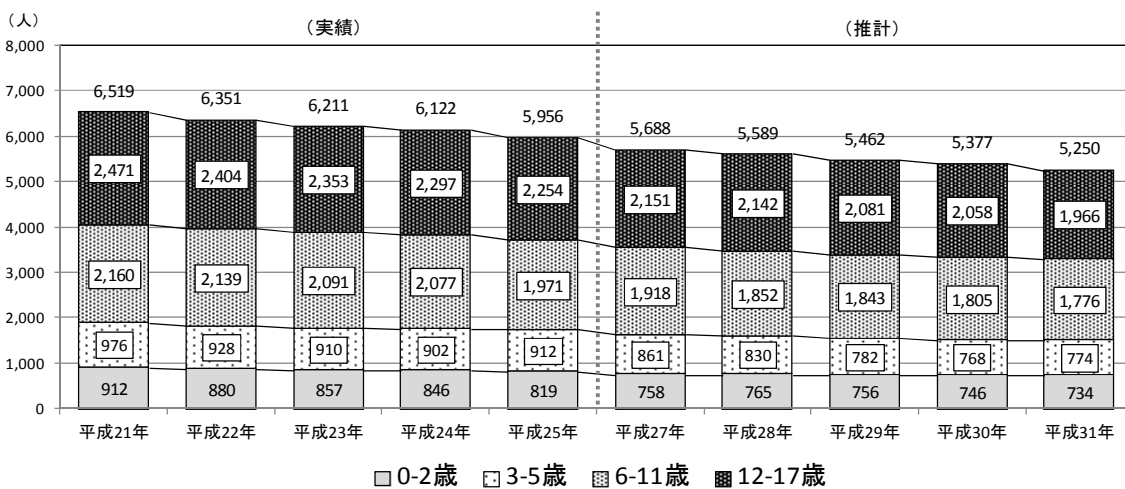
1)人口の推移と推計(人口3区分と児童数の推移と推計)

総人口は緩やかな減少傾向が続いており、今後もその傾向が続くと考えられます。

0～14歳人口(年少人口)についても同様の傾向にあり、子ども子育て計画の策定期間終了年度である、平成31年には、現状(平成25年4月)と比較して594人減少することが予測されています。



児童数についても総人口と同様に緩やかな減少傾向にあり、平成31年には、現状(平成25年4月)と比較して706人減少することが予測されています。人口区別にみると、特に12-17歳の減少が大きく、288人の減少となっています。

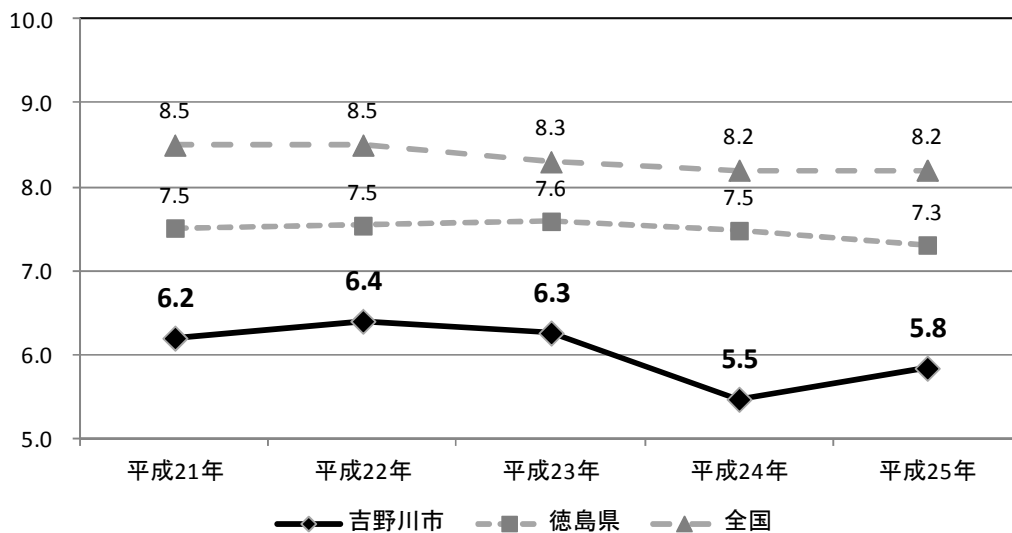


資料：徳島県年齢別推計人口《各年4月1日現在》
 ※人口推計は実績人口をもとにコーホート変化率法により算出

2) 出生の動向

出生率の推移をみてみると、年ごとに増減の変動はありますが、近年の吉野川市の出生率は、国・県と比較すると低位で推移しています。

■ 出生率の推移と比較

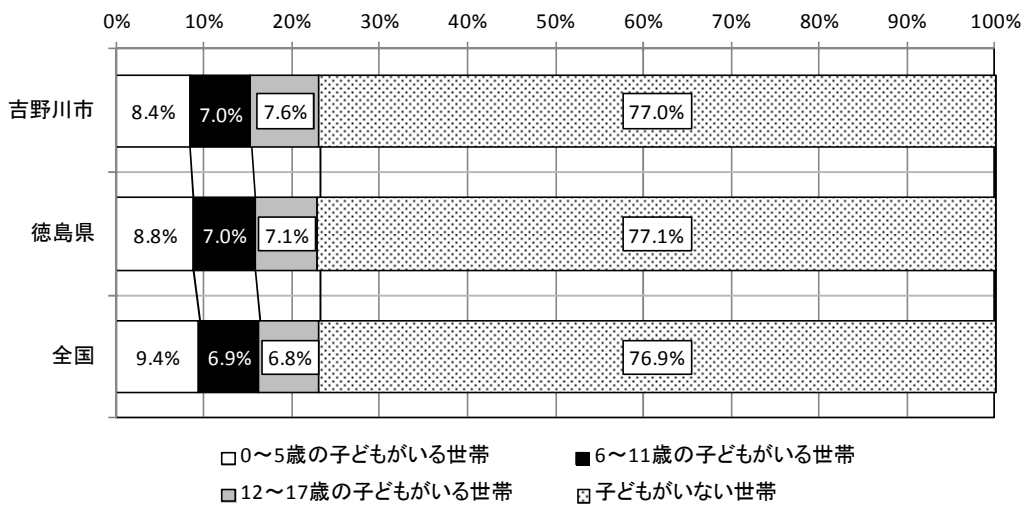


資料：市町村別指標（徳島県統計戦略課）【吉野川市・徳島県数値】
平成25年人口動態統計月報年計（概数）の概況【国数値：平成25年は概算】

3)世帯の状況

平成22年の国勢調査によると、吉野川市の一般世帯数は15,755世帯で、そのうち「0～5歳の子どものいる世帯」は8.4%（1,321世帯）で国・県平均よりやや低位、「6～11歳の子どものいる世帯」は7.0%（1,106世帯）で国・県平均とほぼ同位、「12～17歳の子どものいる世帯」については7.6%（1,201世帯）で、国・県平均よりもやや高位となっています。

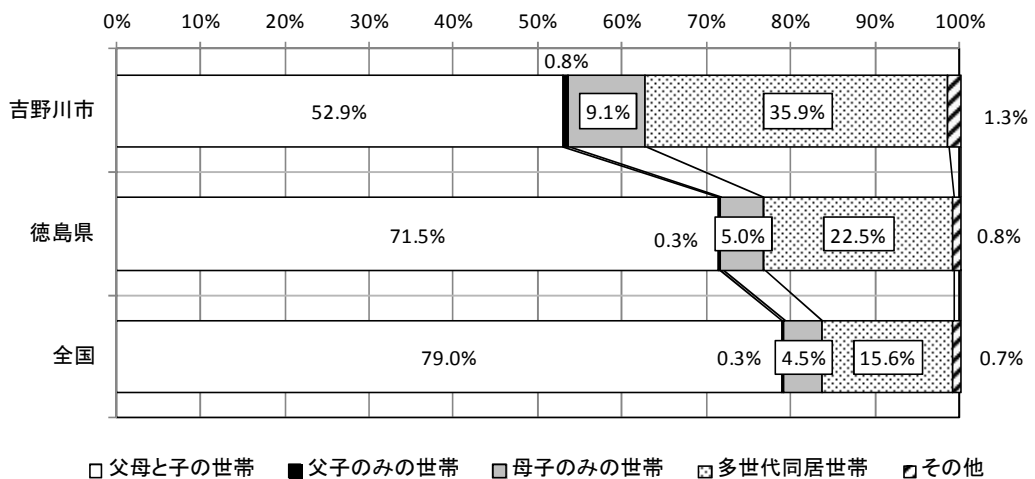
■子どもがいる世帯の割合（平成22年）



資料：国勢調査（平成22年）

子ども（18歳未満）のいる世帯のうち、核家族の割合は62.8%となっており、国・県平均よりも低くなっており、多世代同居世帯の割合が高くなっています。核家族のうち、父子家庭・母子家庭の割合については、国・県平均と比較し高位となっており、特に母子家庭の割合が高くなっています。

■18歳未満子どもがいる世帯の割合（平成22年）

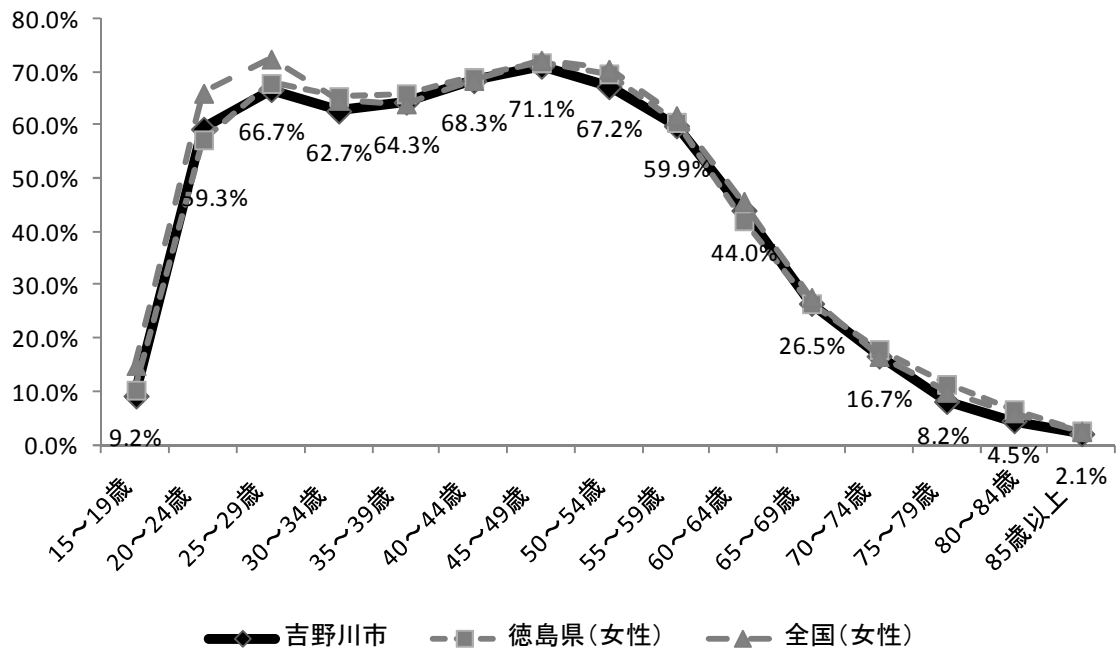


資料：国勢調査（平成22年）

4) 女性の就労状況

女性の就労状況についてみると、おおむね各年代ともに県平均・国平均と比べ、やや低位となっています。

■女性の年齢別就業率（平成22年）



資料：国勢調査（平成22年）

2 子育てに関するアンケート調査結果の概要

1) 調査概要

■調査地域：吉野川市全域

■調査対象者：吉野川市在住の「就学前児童」を持つ世帯・保護者及び
「小学生（3年生まで）」を持つ世帯・保護者

■調査期間：平成 25 年 11 月

■調査方法：保育所・幼稚園・小学校を通じて配布回収（一部郵送）

■回収数：

調査票配布数	回収数	回収率
1,901	1,066	56.1%

■児童回答結果：

	対象児童数	回答数	回答率
就学前児童	1,883	987	52.4%
小学生児童	960	468	48.8%
合計	2,843	1,455	51.2%

※グラフ及び表のN数（number of case）は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

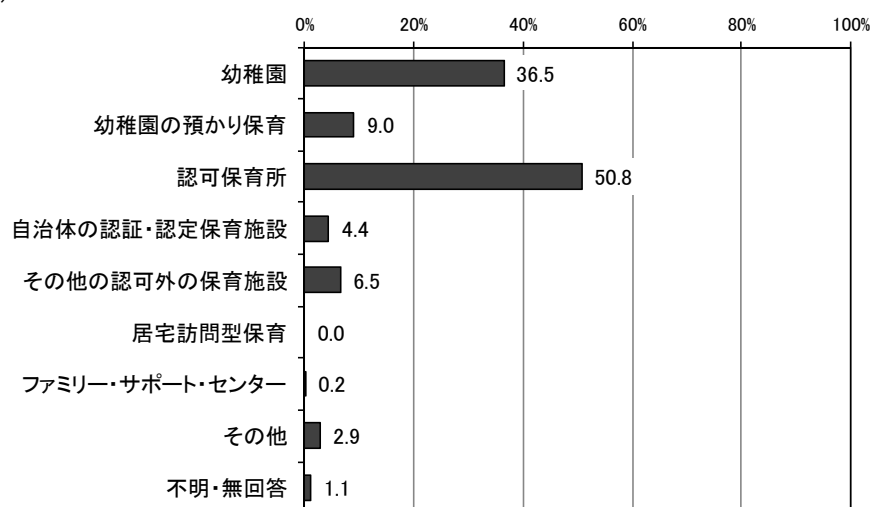
2) 結果の概要

(1) 教育・保育に関するサービスを望むニーズについて

「幼稚園」については、現在の利用が36.5%で、今後の利用意向が57.0%、「幼稚園の預かり保育」については現在の利用が9.0%で、今後の利用意向が39.4%となっており、他のサービスよりもニーズとして多くなっています。

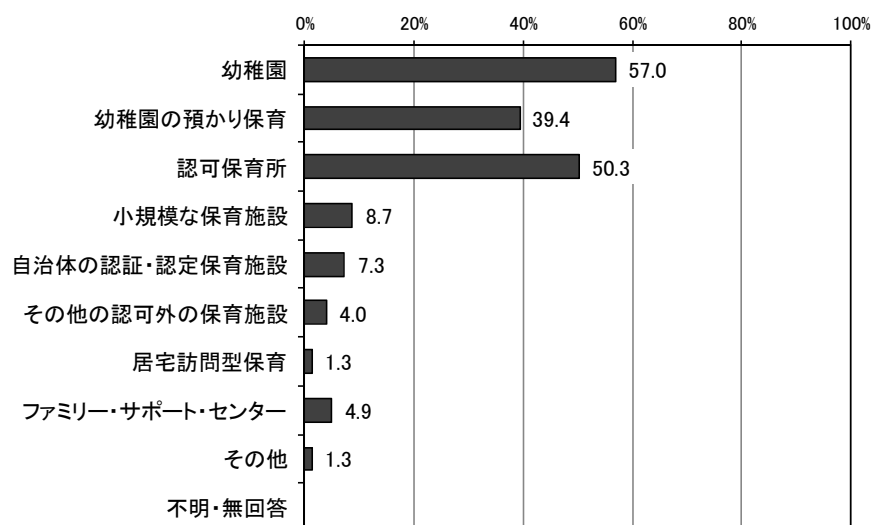
■現在の平日の教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

(N=630)



■今後の平日の教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

(N=630)

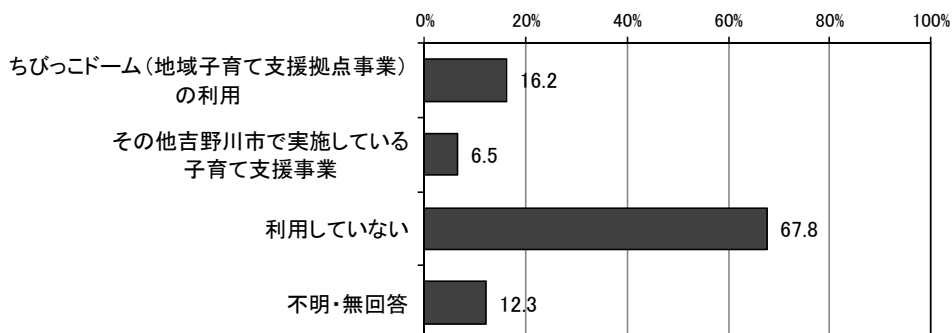


(2) 地域子育て支援拠点事業のニーズについて

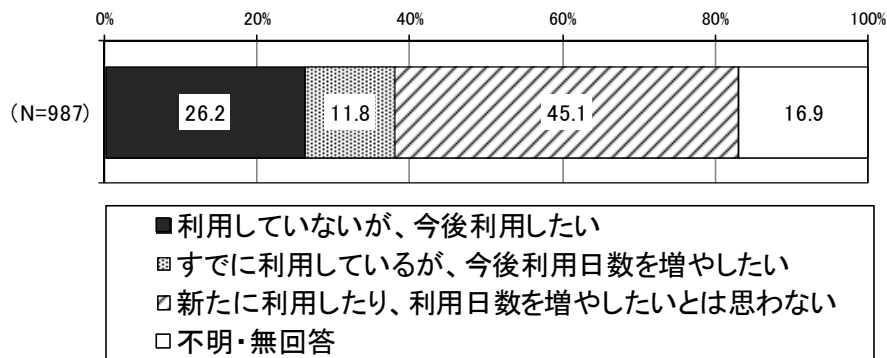
「地域子育て支援拠点事業」については、ちびっこドームの利用が中心となっています。利用希望についてみると「利用していないが、今後利用したい」という回答が26.2%となっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童）

(N=987)



■今後の地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前児童）

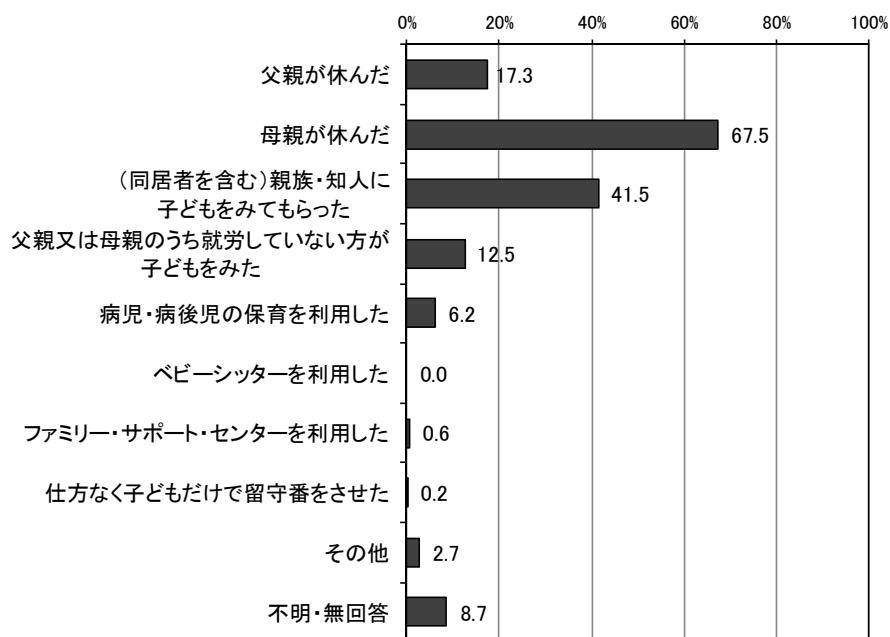


(3) 病児・病後児保育事業のニーズについて

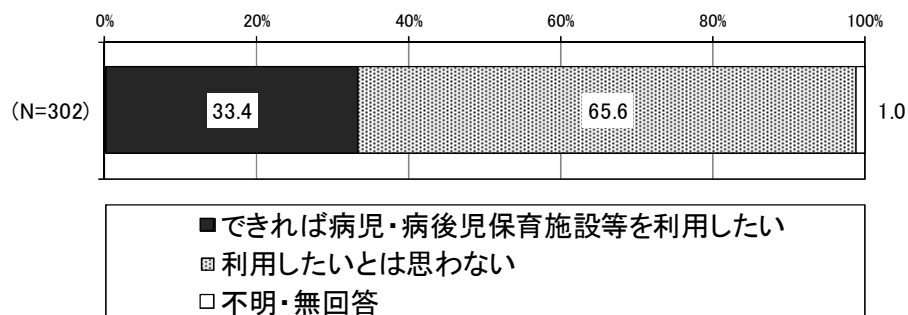
子どもが病気やけがの際、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した方に対し、病児・病後児保育の利用希望について伺ったところ、「利用したい」との回答が33.4%となっています。

■子どもが病気やけがの際の対応（就学前児童）

(N=520)



■病児・病後児保育事業の利用希望（就学前児童）

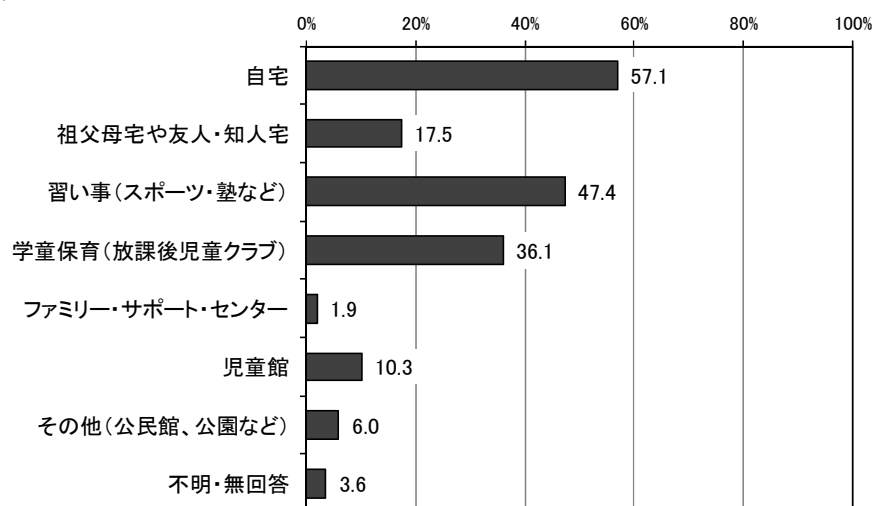


(4) 学童保育（放課後児童クラブ）事業のニーズについて

学童保育（放課後児童クラブ）事業のニーズについてみると、低学年と高学年について差がみられます。

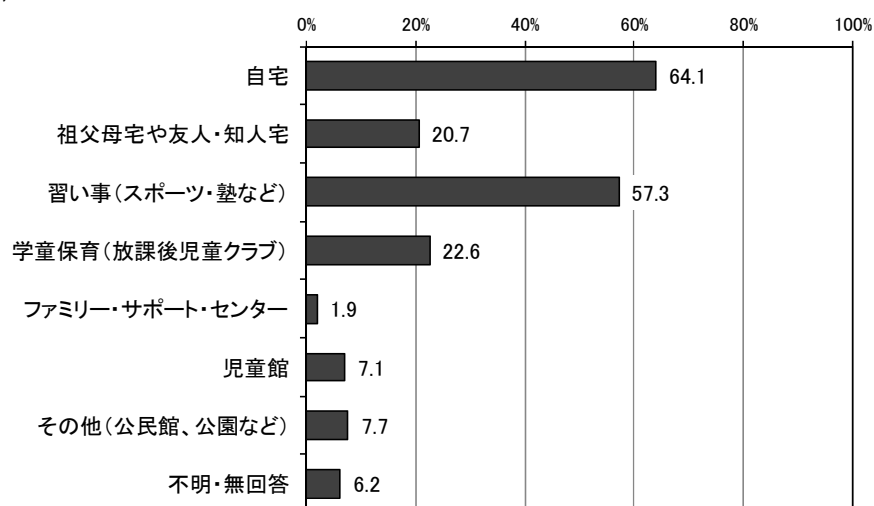
■放課後の時間をどのように過ごさせたいか（就学児童-低学年）

(N=468)



■放課後の時間をどのように過ごさせたいか（就学児童-高学年）

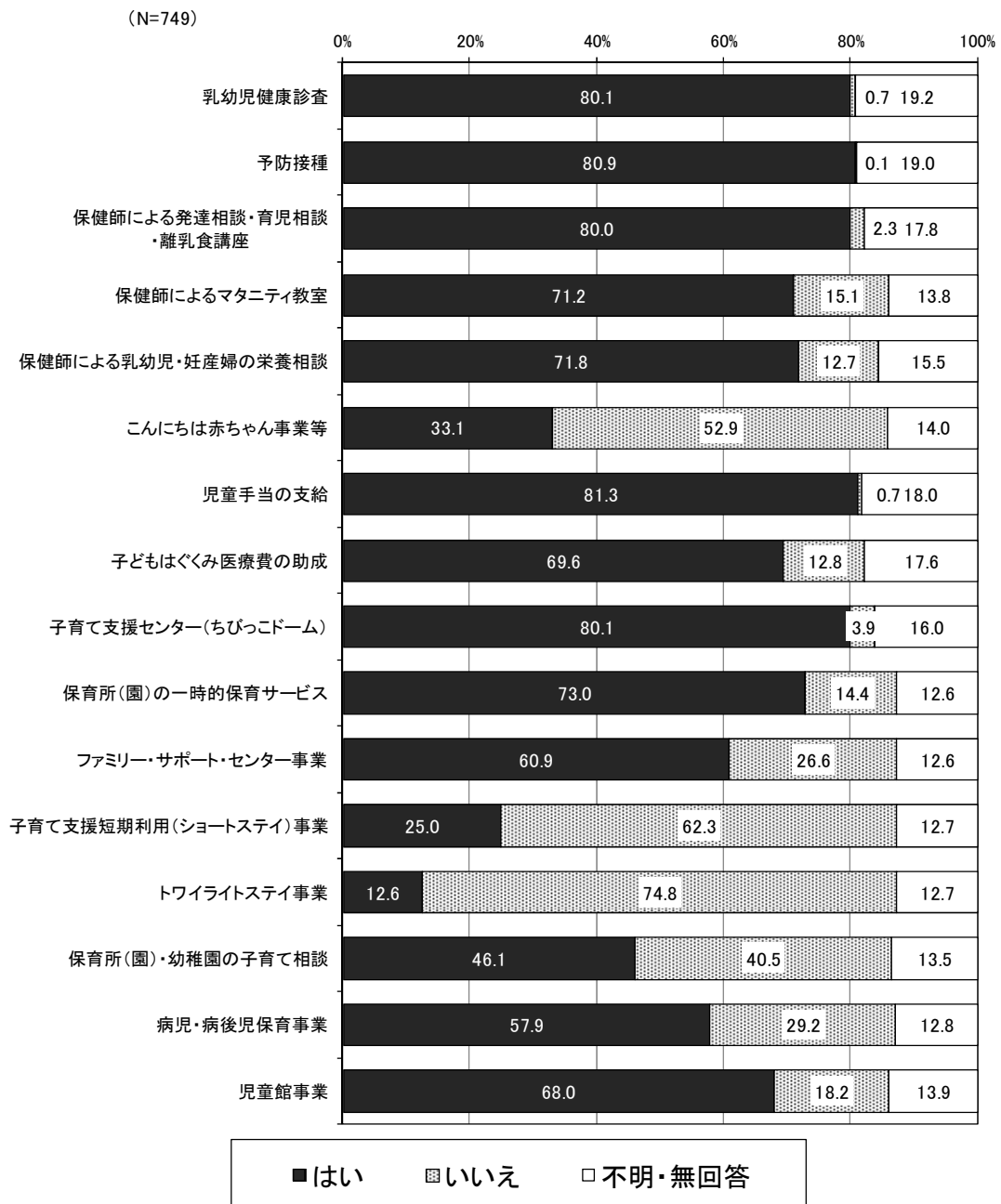
(N=468)



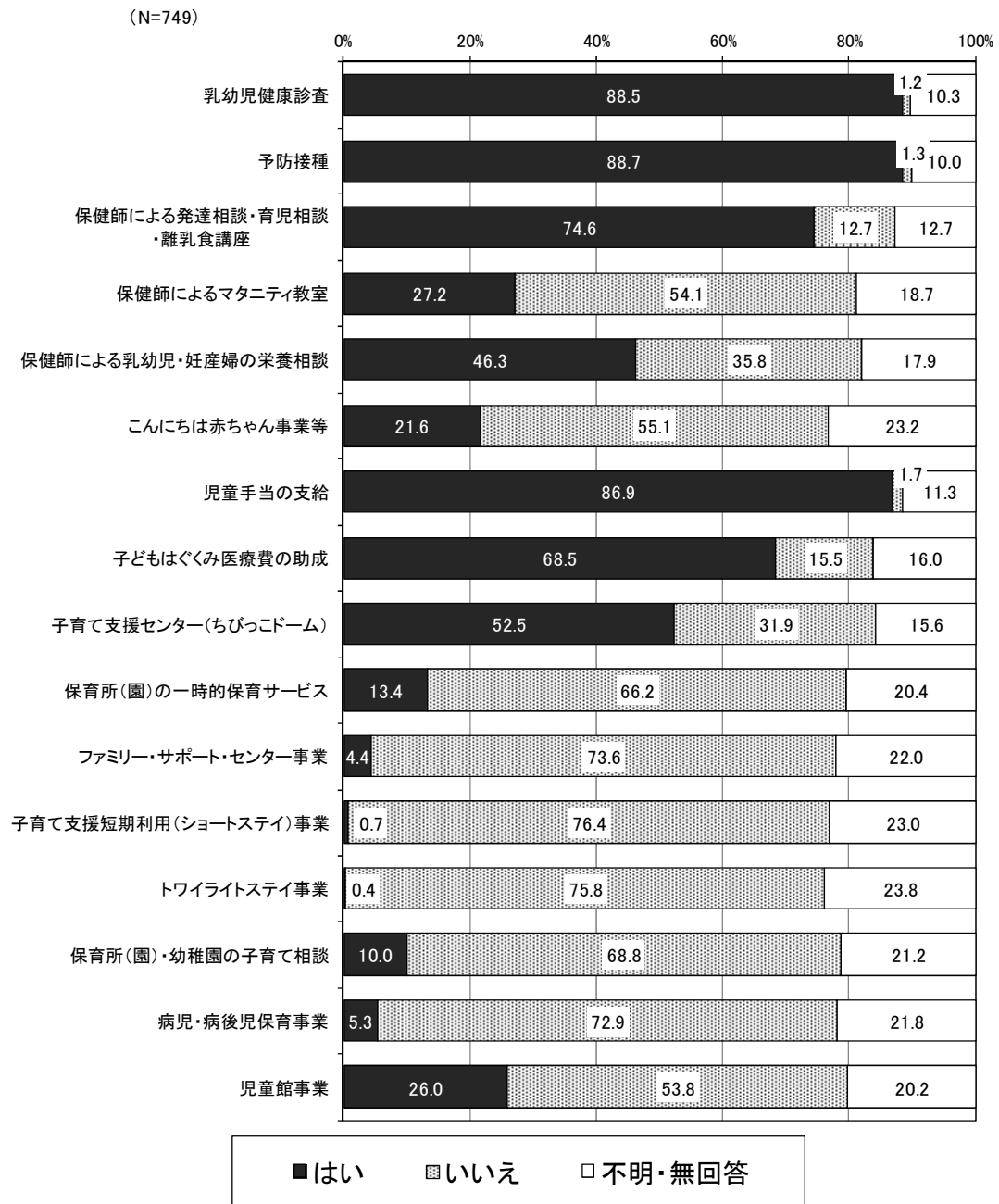
(5) 子育て支援サービスの利用度等について

市内で実施している子育て支援に関するサービスについての認知度（知っているか）・利用度（利用しているか）・利用意向度（利用したいか）に関する回答は次のとおりです。

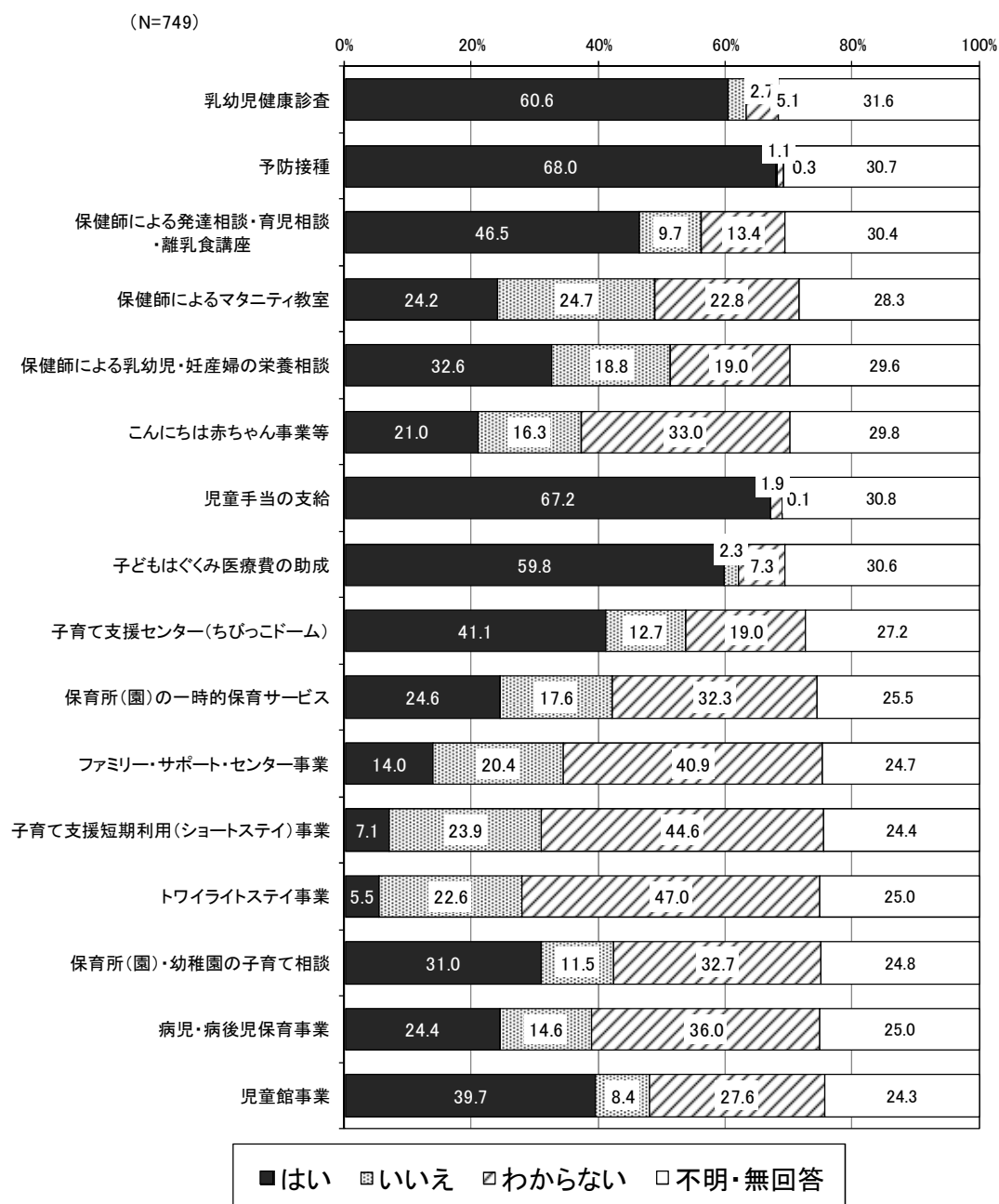
■子育て支援サービスの認知度（就学前児童）



■子育て支援サービスの利用度（就学前児童）



■子育て支援サービスの利用意向度（就学前児童）



3 次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況・評価

■次世代育成支援行動計画（後期）の目標事業量の状況

事業名	平成 21 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標値】	【現状】 ※平成 26 年度
1) 通常保育事業			
利用者数	611 人	611 人	735 人 ※H26.12.1 現在
2) 延長保育事業			
実施箇所数	6 か所	6 か所	11 か所
3) 休日保育事業			
実施箇所数	0 か所	2 か所	2 か所
4) 夜間保育事業			
実施箇所数	0 か所	0 か所	0 か所
5) 特定保育事業			
実施箇所数	0 か所	0 か所	0 か所
6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）			
実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所
7) 一時預かり事業			
実施箇所数	1 か所	5 か所	6 か所
8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）			
実施箇所数	11 クラブ	12 クラブ	13 クラブ
9) ファミリー・サポート・センター事業			
実施箇所数	0 か所	1 か所	1 か所
10) 病児・病後児保育事業			
実施箇所数	0 か所	1 か所	1 か所
11) 地域子育て支援拠点事業			
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

吉野川市では、吉野川市総合計画基本構想の中で、目標とする将来像を“世代を越えて、夢紡ぐまち 新・生活創造都市をめざして”と決めました。将来像のなかには、「世代を越える（次世代の担い手育成、長期的な視点が必要な取り組みを重視）」「夢紡ぐ（吉野川市としての一体感の育成、地域間の交流促進）」「新・生活創造都市（新たな価値観、地域らしさと誇りの創造）」という意味が込められています。あわせて6つの施策の柱を掲げ、目標とする将来像の実現に向け、後期基本計画に沿って定められたさまざまな取り組みが進められています。子育てに関する取り組みについては、施策の柱のひとつである「健康で快適に暮らせる地域をめざして」のなかの「子育て支援の充実」に具体的な取り組みに関する方向性を掲げています。

また、吉野川市次世代育成支援行動計画（後期計画）では、地域のつながりが希薄になるなか、次代の親になる子どもたちがより積極的に地域を愛することができるように家庭・地域・企業・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、より柔軟に協働して子育てに努めるようなまちづくりを目指し、『育ちあう 子どもも親も わがまちも～ 夢紡ぐまち吉野川市～』という基本理念を掲げました。この基本理念をもとに、「地域における子育ての支援」「母性ならびに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」「子育てを支援する生活環境の整備」「職業生活と家庭生活との両立の推進」「子ども等の安全の確保」「要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進」という7つの施策の方向を定め、取り組みを進めてきたところです。

本計画では、これらの流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、吉野川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念を継承し、次のとおりに設定します。

基本理念

『子どもも親も みんなが笑顔で 夢紡ぐまち 吉野川』

2 基本的視点

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変わっている現在、地域をあげて社会全体で子ども・子育て支援を行い、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、これまで推進してきた吉野川市次世代育成支援行動計画（後期計画）を踏まえ、次の5つを基本方針として「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」と子育て支援施策を通じた魅力あるまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

①すべての子どもの視点

子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりが持っている個性や可能性が存分に発揮されるよう、大人の都合を優先するのではなく、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮しながら、子どもたちが何を考え、何を望んでいるのか、子どもの視点に立ちながら施策を展開します。

②すべての子育て家庭の視点

子育てをしている家庭の状況は、共働きであったり、お父さんかお母さんのどちらかが働いているなどさまざまです。このような中、すべての家庭が子育てを“負担”と感じるのではなく、子どもの成長を素直に喜び、また子育てを通じて豊かな人生を送ることができるよう、子育て家庭の視点に立ち、施策を展開します。

③次代の親づくりの視点

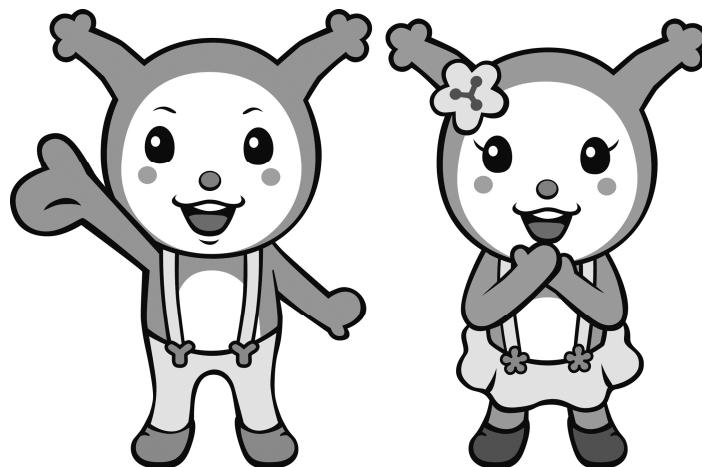
子どもは親の背中を見て育ちます。やさしさにつつまれて育った子どもは、自分が大人になったときにも、自分の子どもをやさしく育てていくようになります。子どもたちがいろいろな人たちと出会い、豊かな自然環境にふれながら、やさしくたくましい大人に育つことができるよう、次の世代の親を育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

④地域全体で子どもを育てていく視点

地域の子どもたちを地域の大人たちが温かく見守り、時には叱りながら地域全体で育てていく、また、男女がともに子育てに積極的に取り組んでいけるよう、職場においても子育て家庭を支援していくことが必要です。親の働く場も含め、地域全体で子どもを育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

⑤結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点

市の重要課題の1つである『少子化対策』に向けて、結婚から妊娠・出産、育児、そして次代の吉野川市を担う子どもの育成まで、切れ目なく、吉野川市らしいきめ細かい支援を行うという視点に立ち、施策を展開します。



3 基本目標

基本理念を目指し、次の基本目標を掲げて、吉野川市の子育てに関する取り組みを推進していきます。基本目標についても基本理念と同様、吉野川市次世代育成支援行動計画（後期計画）を原則として継承するものとします。

基本目標

①地域における子育ての支援(子育て支援)

- すべての家庭における子育てを支援するため、関係機関・団体等が連携し、子育て家庭のさまざまな状況に応じて柔軟に利用できる支援サービス提供を図ります。
- 出産や育児に係るさまざまな悩みを解消することができるよう、情報提供や学習機会の充実、相談体制の強化を図ります。
- 子どもたちの安全と自主性を尊重しながら、子どもたちの居場所づくりや活動の促進を図ります。

②母性、乳児・幼児等の健康の確保及び増進(母子保健)

- 母親の出産前後の心身両面のケアを充実させるなど、母親が安全に安心して子どもを生き育てることができるよう支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じて一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎づくりの支援を行います。

③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備(教育環境)

- 子どもたちの一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ等が連携し、子どもの成長段階に応じた教育内容の充実と学習環境の向上を図ります。
- 子どもの父母などの子育てに対する意識を向上し、家庭の子育て力の向上を図るとともに、地域のさまざまな資源を活用し、地域の子どもたちを地域のなかで育てていくことができる環境づくりに努めます。

④子育てを支援する生活環境の整備(生活環境)

- 子どもたちが健やかに育つことのできる住宅環境づくりを促進します。
- 子どもたちがのびのびと安全にまちに出て遊び、また、子育て家庭が安心してまちに出かけることができるよう、安全な道路環境を整備するとともに、子育て家庭の利用に配慮した施設・設備の改善を図ります。

⑤職業生活と家庭生活との両立の推進(ワーク・ライフ・バランス)

- 子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、職場における子育て支援を促進します。
- 子育てを、父親、母親が協力しあいながら楽しく進めていくことができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

⑥子ども等の安全の確保(子ども等の安全・安心)

- 子どもたちが安心してまちを歩くことができるよう、交通安全教育を推進するとともに、犯罪やいじめ等のない安心・安全なまちづくりを推進します。

⑦要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進(要保護児童対策)

- 子どもの人権が守られるよう、意識の向上を図るとともに、関係機関のネットワークや地域が連携し、児童虐待の芽を早期に発見し、未然に防ぐことができる体制を整備し、児童虐待防止への迅速な対応を図ります。
- 母子・父子家庭など、ひとり親家庭に対して必要な支援を図ります。
- 早期療育や教育など、障がいのある子どもの状況に応じて必要な支援を図ります。

「スマイル子育て」よしのがわ

わたしたちは、

みんなが笑顔で「子育て・子育て」

ができるまちを目指し、次のような考えに立って、子育て支援に関する取り組みを進めます。

1. 子どもの「笑顔」を目指します

「子どもは尊重される存在であり、一つの個の人格を持った人間である」という視点に立ち、まちの未来の主演である子ども自身の幸せを第一に考える取り組みを進めます。

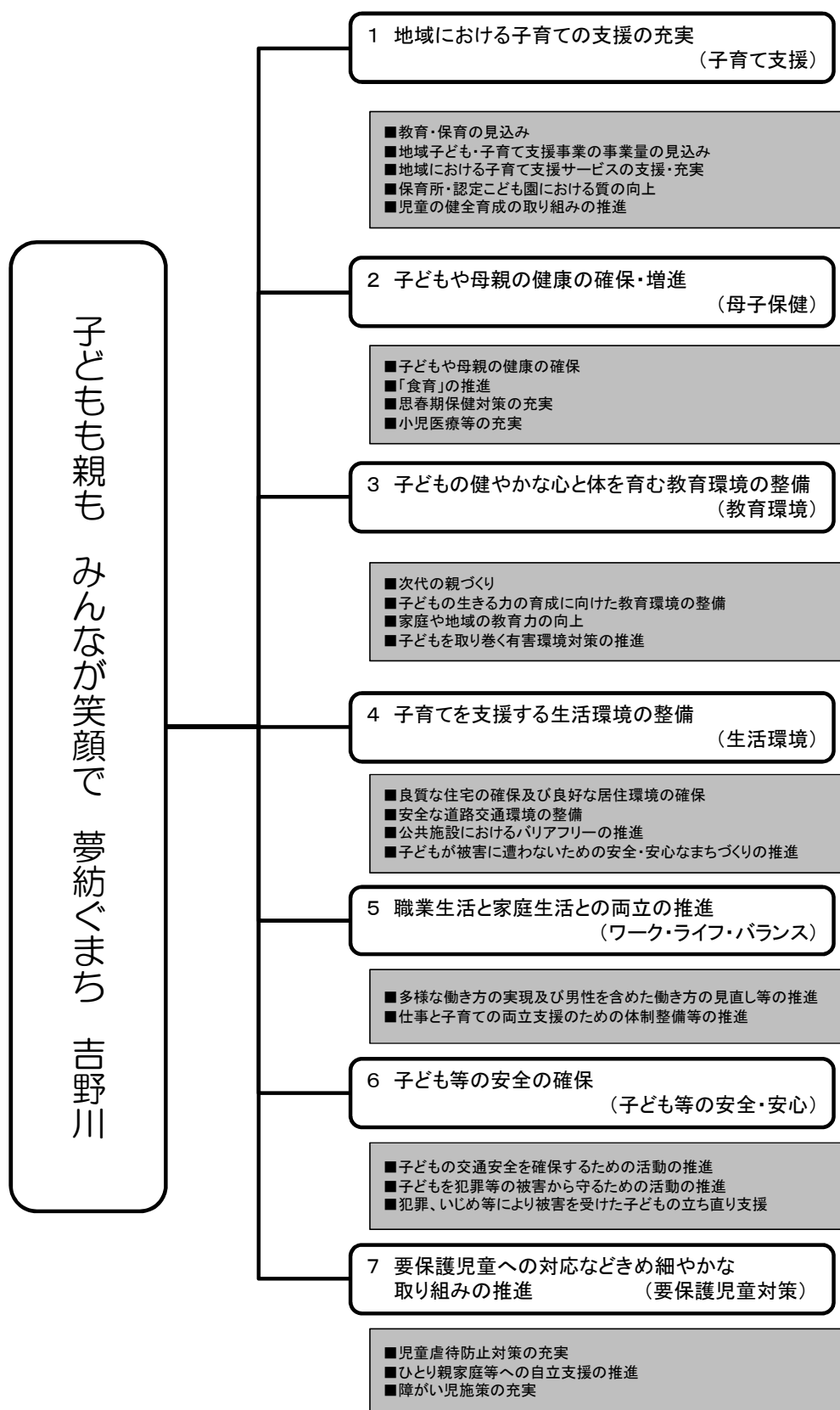
2. 子どもとの「笑顔のふれあい」を目指します

吉野川市に住む子どもたちが、身の回りのお友達、お兄ちゃん、お姉ちゃん、おじちゃん、おばちゃん、おじいちゃん、おばあちゃんとふれあい、いつも新しい出会いや発見で笑顔でいることができるまちづくりを目指します。

3. みんなの「住まいる」を目指します

吉野川市民がともに力を合わせ、大きな心で子どもを見守り、家庭、学校をはじめ地域社会全体で子どもを育み、子育てを通じて、子どもが健やかに育っていただくだけでなく、親も子どもとともに成長し、ずっと吉野川市に住み続けることができるまちを目指します。

4 施策の体系



第4章 施策の展開

1 地域における子育ての支援の充実（子育て支援）

1) 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

この関連3法は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的とし、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に推進していくとするものです。

■子ども・子育て関連3法の概要

【趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

【主なポイント】

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

【幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み】

- 基礎自治体が実施主体
市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施。
- 社会全体による費用負担
消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とする。
- 政府の推進体制
制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備。
- 子ども・子育て会議の設置
国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして設置。市町村等の設置は努力義務とされている。

2)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

吉野川市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を次のとおり定めます。

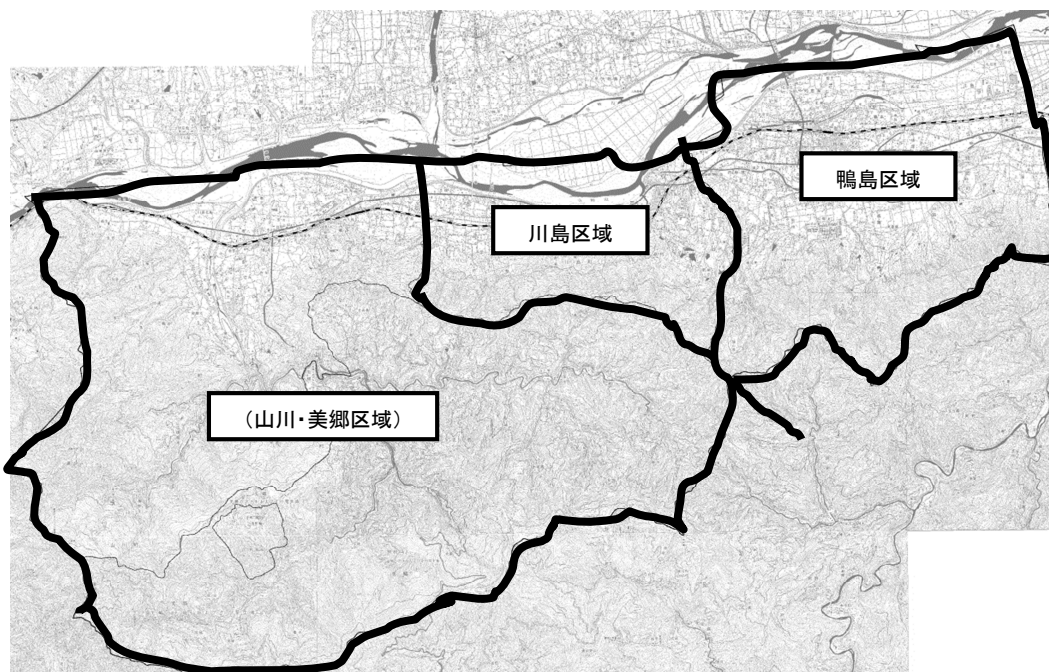
■教育・保育の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
1号認定(3～5歳:教育)	市内3区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内3区域とします。
2号認定(3～5歳:保育)	市内3区域	
3号認定(0～2歳:保育)	市内3区域	

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
延長保育事業	市内3区域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とします。
放課後児童健全育成事業	市内14区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とし、14区域を設定します(区域は別掲)。
子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	市内全域	
一時預かり事業	市内3区域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とします。
病児・病後児保育事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
ファミリー・サポート・センター事業	市内全域	
妊婦健診事業	市内全域	
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	
養育支援訪問事業	市内全域	
利用者支援事業	市内全域	

■教育・保育提供区域（イメージ）



■放課後児童健全育成事業の区域設定について

小学校区		提供区域	放課後児童クラブ	ニーズの見込みに対する考え方
鴨島	上浦小学校区	1区域	上浦児童クラブ	原則として各学校区の放課後児童クラブでの対応とする
	牛島小学校区	1区域	牛島児童クラブ	
	森山小学校区	1区域	森山児童クラブ	
	鴨島小学校区	1区域	鴨島児童クラブ めぐみファミリー ダンボクラス	
	飯尾敷地小学校区	1区域	ひまわり児童クラブ	
	西麻植小学校区	1区域	西麻植児童クラブ	
	知恵島小学校区	1区域	知恵島児童クラブ	
川島	川島小学校区	1区域	川島学童クラブ	
	学島小学校区	1区域	学島学童クラブ	
山川	山瀬小学校区	1区域	山瀬学童保育所のびのびクラブ	
	川田小学校区	1区域	川田学童クラブ	
	川田中小学校区	1区域	川田中学童保育所高越っ子クラブ	
	川田西小学校区	1区域	(西川田福祉センター)	
美郷	種野小学校区	1区域	-	

■（参考）教育・保育提供区域を定める事業の一覧

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

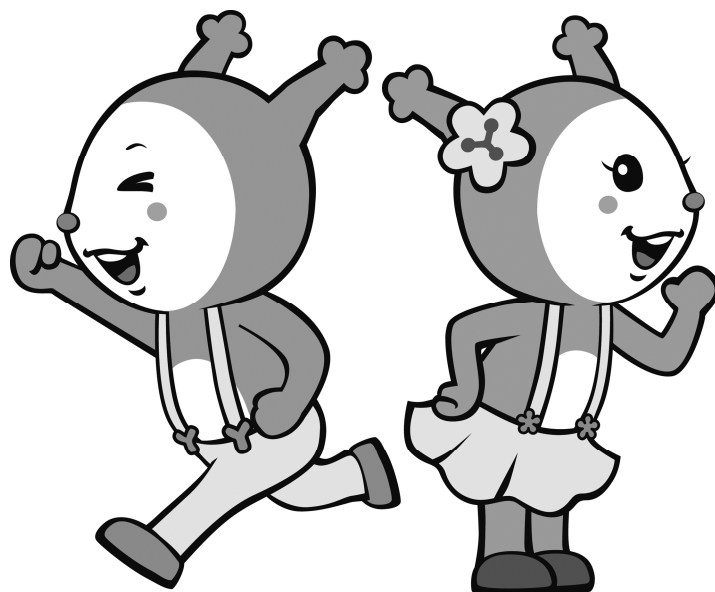
地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う。)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健診事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 利用者支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



■（参考）吉野川市内で提供している事業の一覧

□教育施設（平成 26 年度）

【鴨島区域】

<公立幼稚園> 上浦幼稚園 森山幼稚園 飯尾敷地幼稚園 知恵島幼稚園		牛島幼稚園 鴨島幼稚園 西麻植幼稚園
<私立認定こども園> 認定こども園ぶどうの木（めぐみ幼稚園）※		

※平成 27 年 4 月から、認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園へ名称変更

【川島区域】

<公立認定こども園> 川島こども園（川島こども幼稚園）

【山川・美郷区域】

<公立幼稚園> 山瀬幼稚園 川田中幼稚園 種野幼稚園		川田幼稚園 川田西幼稚園
-------------------------------------	--	-----------------

□保育施設（平成 26 年度）

【鴨島区域】

<公立保育所> 鴨島呉郷保育所 鴨島西保育所		鴨島東保育所	
<私立保育所> 鴨島ひかり乳幼児保育園 鴨島かもめ体育保育園			鴨島中央保育園
<私立認定こども園> 認定こども園ぶどうの木（めぐみ保育園）※			

※平成 27 年 4 月から、認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園へ名称変更

【川島区域】

＜公立認定こども園＞
川島こども園（川島保育所）

【山川・美郷区域】

＜公立保育所＞
山川南保育所
山川東保育所 ※
山川中保育所

※平成 27 年 4 月から民営化

□延長保育事業（平成 26 年度）

【鴨島区域】	【川島区域】	【山川・美郷区域】
<p>＜公立保育所＞ 鴨島呉郷保育所 鴨島東保育所 鴨島西保育所</p> <p>＜私立保育所＞ 鴨島ひかり乳幼児保育園 鴨島中央保育園 鴨島かもめ体育保育園</p> <p>＜私立認定こども園＞ 認定こども園ぶどうの木 （めぐみ保育園）※</p>	<p>＜公立認定こども園＞ 川島こども園 （川島保育所）</p>	<p>＜公立保育所＞ 山川南保育所 山川中保育所 山川東保育所 ※</p> <p>※平成 27 年 4 月から民営化</p>

※平成 27 年 4 月から、認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園へ名称変更

□地域子育て支援拠点事業（平成 26 年度）

吉野川市子育て支援センター ちびっこドーム
認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園 子育て支援館 ぶどうの木 ※
※平成 27 年 4 月から開設

□一時預かり事業（預かり保育-平成 26 年度）

【鴨島区域】	【川島区域】	【山川・美郷区域】
<公立幼稚園> 鴨島幼稚園 <私立認定こども園> 認定こども園ぶどうの木 （めぐみ幼稚園）※	<公立認定こども園> 川島こども園 （川島幼稚園）	<公立幼稚園> 山瀬幼稚園

※平成 27 年 4 月から、認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園へ名称変更

□一時預かり事業（その他の就学前児童の一時預かり-平成 26 年度）

【鴨島区域】	【川島区域】	【山川・美郷区域】
<公立保育所> 鴨島呉郷保育所 <私立保育所> 鴨島中央保育園 鴨島かもめ体育保育園 <私立認定こども園> 認定こども園ぶどうの木 （めぐみ保育園）※	<公立認定こども園> 川島こども園 （川島保育所）	<公立保育所> 山川東保育所 ※ ※平成 27 年 4 月から民営化

※平成 27 年 4 月から、認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園へ名称変更

□病児・病後児保育事業（平成 26 年度）

病児・病後児保育施設 さくらんぼ

病児・病後児保育施設 ひだまり ※平成 27 年 4 月から開設

□ファミリー・サポート・センター事業（平成 26 年度）

吉野川市 ファミリー・サポート・センター（吉野川市子育て支援センター内）

3)各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

(1) 教育・保育の事業量の見込み

■教育

単位(人)

鴨島区域	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度				
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計		
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	
①量の見込 (必要利用定員総数)	106	172	278	101	162	263	97	157	254		
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園		408	172	580	408	172	580	448	172	620
②-①	302	0	302	307	10	317	351	15	366		

鴨島区域	平成 30 年度			平成 31 年度			実績(参考)				
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳						
①量の見込 (必要利用定員総数)	95	154	249	97	156	253	358	363	368		
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園		448	172	620	448				172	620
②-①	353	18	371	351	16	367					

川島区域	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度				
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計		
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	
①量の見込 (必要利用定員総数)	44	24	68	43	23	66	42	22	64		
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園		46	24	70	46	24	70	46	24	70
②-①	2	0	2	3	1	4	4	2	6		

川島区域	平成 30 年度			平成 31 年度			実績(参考)				
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳						
①量の見込 (必要利用定員総数)	42	22	64	42	22	64	67	62	46		
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園		46	24	70	46				24	70
②-①	4	2	6	4	2	6					

山川・美郷区域	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度				
	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計		
	3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳			
①量の見込 (必要利用定員総数)	44	59	103	45	60	105	40	54	94		
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園		255	60	315	255	60	315	255	60	315
②-①	211	1	212	210	0	210	215	6	221		

山川・美郷区域	平成 30 年度			平成 31 年度			実績(参考)				
	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
	3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳						
①量の見込 (必要利用定員総数)	38	52	90	38	52	90	70	69	73		
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園		255	60	315	255				60	315
②-①	217	8	225	217	8	225					

■保育

単位(人)

鴨島区域	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度				
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号			
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)	201	34	158	199	34	155	192	33	150		
②確保の内容	認定こども園・ 保育所		265	35	185	235	35	165	250	40	165
	地域型保育 事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	64	1	27	36	1	10	58	7	15		

鴨島区域	平成 30 年度			平成 31 年度				
	2 号	3 号		2 号	3 号			
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)	189	32	148	189	32	148		
②確保の内容	認定こども園・ 保育所		250	40	165	250	40	165
	地域型保育 事業		0	0	0	0	0	0
②-①	61	8	17	61	8	17		

鴨島区域								
平成 23 年度(実績-参考)			平成 24 年度(実績-参考)			平成 25 年度(実績-参考)		
2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
204	40	159	212	34	161	205	30	166

川島区域		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		76	14	57	75	13	57	72	13	55
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	90	22	68	90	22	68	112	13	75
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		14	8	11	15	9	11	40	0	20

川島区域		平成 30 年度			平成 31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		71	13	54	71	13	54
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	112	13	75	112	13	75
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0
②-①		41	0	21	41	0	21

川島区域								
平成 23 年度(実績-参考)			平成 24 年度(実績-参考)			平成 25 年度(実績-参考)		
2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
74	8	66	77	19	58	84	15	54

山川・美郷区域		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		103	20	66	102	20	65	98	20	63
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	111	22	72	111	22	72	111	22	72
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		8	2	6	9	2	7	13	2	9

山川・美郷区域		平成 30 年度			平成 31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		96	19	62	96	19	62
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	111	22	72	111	22	72
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0
②-①		15	3	10	15	3	10

山川・美郷区域								
平成 23 年度(実績-参考)			平成 24 年度(実績-参考)			平成 25 年度(実績-参考)		
2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
106	18	62	101	21	66	98	23	75

(2) 提供体制、確保策の考え方

○教育の定員数については、平成 27 年度は、鴨島区域が 580 名（公立幼稚園 7 園・私立認定こども園 1 園）、川島区域が 70 名（公立認定こども園 1 園）、山川・美郷区域が 315 名（公立幼稚園 5 園）の提供体制があります。

○保育の定員数については、平成 27 年度は、鴨島区域が 485 名（公立保育所 3 か所・私立保育所 3 か所・私立認定こども園 1 園）、川島区域が 180 名（公立認定こども園 1 園、鴨島かもめ体育保育園分園 1 園）、山川・美郷区域が 205 名（公立保育所 2 か所・私立保育所 1 か所）の提供体制があります。

※鴨島区域においては、提供体制として認可外保育所もあります。

○平成 27 年度から平成 31 年度にかけては、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、特にニーズの高い地域の 3 号（0 歳児）の提供体制の確保に配慮しつつ、現行の体制で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。

○地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

(3) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

○吉野川市の認定こども園については、平成 26 年度現在、公立が 1 園、私立が 1 園となっています。吉野川市ではこれまで、「吉野川市幼保再編構想（平成 24 年 2 月）」に基づき、教育・保育の一体的な提供体制について検討を進めてきました。今後については、学校再編計画と相互に連携を図りながら地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、可能な地域から順次整備を検討するなど、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅の拡大に努めます。また、新たなカリキュラム等の策定や幼稚園・保育園間の人事異動・交流の推進を図り、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

■区域別の幼保再編プラン

区域	整備方針
鴨島区域	<p>鴨島区域の幼保再編については、東部・中央部・西部の三つの地区に分けて認定こども園を整備していきます。</p> <p>東部地区は上浦幼稚園、牛島幼稚園、森山幼稚園、鴨島東保育所を一つの認定こども園として再編することとしています。学校再編に伴う施設整備を機会に幼稚園と保育所との一体運営を進め、子育て支援の充実と小学校との連携による就学前教育の強化を図っていきます。</p> <p>中央部地区は鴨島幼稚園、知恵島幼稚園、鴨島中央保育所を一つの認定こども園として再編することとしています。平成26年4月から民営化した鴨島中央保育所の民間活力を最大限に生かして私立こども園の開設を図っていくことで検討していきます。</p> <p>西部地区は飯尾敷地幼稚園、西麻植幼稚園、鴨島西保育所、鴨島呉郷保育所、私立鴨島かもめ体育保育園を一つの認定こども園として再編することとしています。私立鴨島かもめ体育保育園の民間活力を最大限に生かして私立こども園の開設を図っていくことで検討していきます。</p>
川島区域	<p>川島区域は、旧川島庁舎を活用した川島こども園を平成26年4月から開設しております。</p>
山川・美郷区域	<p>山川・美郷区域の幼保再編については、東部・西部の二つの地区に分けて認定こども園を整備していきます。</p> <p>東部地区は山瀬幼稚園と山川東保育所を一つの認定こども園として再編することとしています。平成27年4月に民営化を予定している山川東保育所の民間活力を最大限に生かして私立こども園の開設を図っていくことで検討していきます。</p> <p>西部地区は川田幼稚園、川田中幼稚園、川田西幼稚園、種野幼稚園、山川南保育所、山川中保育所を一つの認定こども園として再編することとしています。学校再編を踏まえ、川田中小学校の敷地を活用し、新しい小学校とこども園が連携した新たな一体的施設として新しく整備することとし、平成30年4月の開設を目指します。</p>

4)各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の 確保内容、実施時期等

(1) 地域子ども・子育て支援事業の事業量の見込み

		単位	実績			量の見込み				
			平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
延長保育事業(3区域計)		人	110	141	209	138	136	132	130	128
放課後児童健全育成事業 (14区域計)	低学年	人	336	352	350	301	302	291	282	270
	高学年	人	109	96	86	185	176	176	174	173
ショートステイ (子育て短期支援事業)		人日	2	5	2	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業		人回	16,425	15,391	10,349	16,552	16,705	16,509	16,290	16,028
一時預かり事業 (3区域計)	預かり保育	人日	21,141	22,167	24,327	19,185	18,211	17,620	17,216	17,463
	一時預かり	人日	721	607	846	3,723	3,675	3,547	3,470	3,456
病児・病後児保育事業		人日	104	156	126	550	542	523	515	513
ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)		人日	0	0	0	0	0	0	0	0
妊婦健診事業		人	268	252	263	229	228	224	220	217
乳児家庭全戸訪問事業		人	262	218	211	212	210	207	203	200
養育支援訪問事業		人	14	29	19	18	18	18	18	17
利用者支援事業		か所	-	-	-	0	0	0	0	0

※単位(人)は実人数、単位(人日・人回)は延人数

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

①延長保育事業

量の見込み(再掲)

■延長保育事業

単位(人)

鴨島区域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	81	80	78	76	76
②確保の内容	81	80	78	76	76
②-①	0	0	0	0	0

川島区域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	31	30	30	30	29
②確保の内容	31	30	30	30	29
②-①	0	0	0	0	0

山川・美郷区域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	26	26	24	24	23
②確保の内容	26	26	24	24	23
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○延長保育については、平成27年度は、鴨島区域が7か所（公立保育所3か所・私立保育所3か所・私立認定こども園1園）、川島区域が1か所（公立認定こども園1園）、山川・美郷区域が3か所（公立保育所2か所・私立保育所1か所）で実施予定であり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

※鴨島区域においては、提供体制として認可外保育所もあります。

②放課後児童健全育成事業

量の見込み

■放課後児童健全育成事業

単位(人)

上浦区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	17	17	16	16	15
	高学年	10	10	10	10	10
②確保の内容		27	27	26	26	25
②-①		0	0	0	0	0

牛島区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	23	23	22	21	20
	高学年	14	13	13	13	14
②確保の内容		37	36	35	34	34
②-①		0	0	0	0	0

森山区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	25	26	25	24	23
	高学年	15	14	14	14	14
②確保の内容		40	40	39	38	37
②-①		0	0	0	0	0

鴨島区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	75	77	74	72	66
	高学年	34	33	32	32	31
②確保の内容		109	110	106	104	97
②-①		0	0	0	0	0

飯尾敷地区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	31	32	30	29	27
	高学年	21	20	20	20	20
②確保の内容		52	52	50	49	47
②-①		0	0	0	0	0

西麻植区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	22	22	21	20	19
	高学年	14	14	14	14	14
②確保の内容		36	36	35	34	33
②-①		0	0	0	0	0

知恵島区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	23	23	22	21	20
	高学年	14	13	13	13	13
②確保の内容		37	36	35	34	33
②-①		0	0	0	0	0

川島区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	27	27	27	26	26
	高学年	17	17	17	18	18
②確保の内容		44	44	44	44	44
②-①		0	0	0	0	0

学島区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	14	14	14	14	13
	高学年	9	9	9	9	9
②確保の内容		23	23	23	23	22
②-①		0	0	0	0	0

山瀬区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	26	24	23	22	24
	高学年	20	17	18	17	16
②確保の内容		46	41	41	39	40
②-①		0	0	0	0	0

川田区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	7	7	7	7	7
	高学年	6	5	5	5	5
②確保の内容		13	12	12	12	12
②-①		0	0	0	0	0

川田中区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	6	5	5	5	5
	高学年	6	6	6	5	5
②確保の内容		12	11	11	10	10
②-①		0	0	0	0	0

川田西区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	5	5	5	5	5
	高学年	5	5	5	4	4
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①		▲10	▲10	▲10	▲9	▲9

種野区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、子ども・子育て関連3法の成立にともなう児童福祉法の改正により、平成27年度から対象児童が小学校3年生まで（おおむね10歳未満）から、小学校6年生（留守家庭の小学生）までに拡大されます。
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、平成27年度は、市内13か所で実施し、13か所ともに小学校6年生までの受け入れを行います。
- 利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とし、14の区域を設定しました。今後の提供体制については、14の区域の現状等を踏まえ、利用者のニーズに応じた柔軟な運営形態及び提供体制の確保に努めます。

③ショートステイ（子育て短期支援事業）

量の見込み(再掲)

■子育て短期支援事業

単位(人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	0	0	0	0	0
②確保の内容	10	10	10	10	10
②-①	10	10	10	10	10

提供体制、確保策の考え方

- ショートステイについては、県内の乳児院・児童養護施設で実施しています。
- ニーズ調査では利用希望はありませんでしたが、保護者のニーズに対応できる提供体制を引き続き確保していきます。

④地域子育て支援拠点事業

量の見込み(再掲)

■地域子育て支援拠点事業

単位(人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	16,552	16,705	16,509	16,290	16,028
②確保の内容	16,552	16,705	16,509	16,290	16,028
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- 地域子育て支援拠点事業については、平成27年度からは1か所増の2か所での実施となります。
- 今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑤一時預かり事業

量の見込み(再掲)

■預かり保育

単位(人日)

鴨島区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	1号認定 (幼稚園の預かり保育)	26	25	24	23	24
	2号認定 (定期的な利用)	18,098	17,128	16,608	16,226	16,469
②確保の内容		18,124	17,153	16,632	16,249	16,493
②-①		0	0	0	0	0

川島区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	1号認定 (幼稚園の預かり保育)	0	0	0	0	0
	2号認定 (定期的な利用)	466	452	438	441	441
②確保の内容		466	452	438	441	441
②-①		0	0	0	0	0

山川・美郷区域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	1号認定 (幼稚園の預かり保育)	0	0	0	0	0
	2号認定 (定期的な利用)	595	606	550	526	529
②確保の内容		595	606	550	526	529
②-①		0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○預かり保育については、平成27年度は、鴨島区域が2か所(公立幼稚園1園・私立認定こども園1園)、川島区域が1か所(公立認定こども園1園)、山川・美郷区域が1か所(公立幼稚園1園)で実施予定であり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとする。

■(その他の就学前児童)一時預かり

単位(人日)

鴨島区域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	2,101	2,055	2,008	1,969	1,969
②確保の内容	2,101	2,055	2,008	1,969	1,969
②-①	0	0	0	0	0

川島区域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	426	417	406	405	402
②確保の内容	426	417	406	405	402
②-①	0	0	0	0	0

山川・美郷区域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	1,196	1,203	1,133	1,096	1,085
②確保の内容	1,196	1,203	1,133	1,096	1,085
②-①	0	0	0	0	0

○その他の就学前児童の一時預かりについては、鴨島区域が4か所（公立保育所1か所・私立保育所2か所・私立認定こども園1園）、川島区域が1か所（公立認定こども園1園）、山川・美郷区域が1か所（私立保育所1か所）ファミリー・サポート・センター（就学前児童）で実施されており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとなります。

※鴨島区域においては、提供体制として認可外保育所もあります。

⑥病児・病後児保育事業

量の見込み(再掲)

■病児・病後児保育事業

単位(人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	550	542	523	515	513
②確保の内容	550	542	523	515	513
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児保育事業については、平成27年度からは、1か所増の2か所での実施となり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

量の見込み(再掲)

■ファミリー・サポート・センター事業

単位(人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業については、平成27年度は、市内1か所で提供します。

○ニーズ調査から利用希望がなかったことから、量は見込んでいませんが、一時預かり等の保護者のニーズに対応できる提供体制を引き続き確保していきます。

⑧妊婦健診事業

量の見込み(再掲)

■妊婦健診事業

単位(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	229	228	224	220	217
②確保の内容	229	228	224	220	217
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○妊婦健診事業については、平成25年度現在、受診率は概ね90%となっています。見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後、さらなる受診率の向上に努めます。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

量の見込み(再掲)

■乳児家庭全戸訪問事業

単位(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	212	210	207	203	200
②確保の内容	212	210	207	203	200
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、吉野川市においては、「こんにちは赤ちゃん事業」として生後4か月までの全戸訪問事業を行っています。平成25年度の訪問率は71.8%でした。見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後、訪問率の向上に努めます。

⑩養育支援訪問事業

量の見込み(再掲)

■養育支援訪問事業

単位(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	18	18	18	18	17
②確保の内容	18	18	18	18	17
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○関係機関と連携に努めるなど、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

⑪利用者支援事業

量の見込み(再掲)

■利用者支援事業

単位(か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	0	0	0	0	0
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	1	1	1	1	1

※確保の内容については、利用者支援事業以外の取り組みによるものとします。

提供体制、確保策の考え方

○利用者支援事業については、市役所での窓口体制の充実を図ることで、今後の見込み量に対する提供体制の確保に対応します。

5) 地域における子育て支援サービスの支援・充実

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
地域子育て支援 拠点事業	子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点の設置、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。	平成 26 年度は 1 か所(川島区域)での実施ですが、平成 27 年度から鴨島区域でも事業を開始し、2 か所での実施となります。今後も、地域の子育て支援団体等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ、子育て支援拠点事業として充実に努めます。	子育て支援課 認定こども園
地域組織活動事業	児童館など公共施設を拠点として、地域の子どもたちが健やかに育つためのさまざまな活動(創作活動を通じた子どもの遊び・菜園活動・季節行事・保護者の育児相談等)を、保護者とともに実施していく事業です。	放課後子どもプラン(放課後児童クラブ・放課後子供教室)等との連携を図りながら、子ども・保護者・地域住民等の参加・協働のもと、事業を進めていきます。	子育て支援課 教育委員会
世代間交流事業	各保育所にて、地元の高齢者施設等を訪問し、七夕まつりやもちつき・昔遊びなどで、高齢者と子どもの世代間交流を図る事業です。	高齢者と子どもの交流促進を図れるよう、児童福祉と高齢者福祉分野との連携や保育所と高齢者施設等の施設間の連携を図りながら、高齢者が生きがいを持つことができる取り組みを進めていきます。	福祉総務課 子育て支援課
子どもはぐくみ 医療費助成事業	子どもの健康維持を図り、その家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する事業です。	子どもを扶養している保護者に対し、医療費の自己負担分を助成することにより疾病の早期発見と治療の促進をもって、子どもの保健向上と福祉増進を図っていきます。	子育て支援課
出産祝金事業	出生児の健やかな成長を願うとともに、市の活性化と市民の福祉の増進に寄与することを目的に、出産祝金を支給する事業です。	子どもは地域の宝であり、地域で祝い、はぐくんでいくことが必要であることから、出産祝金事業を行っていきます。	子育て支援課

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
児童手当支給	子育て家庭は、収入に占める養育費や医療費等の負担が高いことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当を支給する事業です。	国・県等と連携し、児童手当の制度に適正かつ迅速に取り組んでいきます。	子育て支援課
小児医療給付制度	乳幼児や児童の慢性的な病気や障がい改善のための医療給付制度です。	国・県等の関係機関との連携を図りながら、制度の周知・広報を行いながら、小児医療給付制度を進めていきます。	子育て支援課
育児用品 購入補助事業	子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、市内店舗で購入した育児用品（おむつ・ミルク・清拭用品）購入費の一部を助成する事業です。	子育てに必要な育児用品に対して補助を行うことで、子育て費用の負担軽減を図ります。また、広報等での周知により、支援の充実に努めます。	子育て支援課
チャイルドシート 購入補助事業	子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、市内店舗で購入したチャイルドシート購入費の一部を助成する事業です。	子育て家庭における経済的負担の軽減を図るとともに、チャイルドシートの着用促進を目指します。	総務課
情報提供体制の整備（インターネット等による子育て情報の提供）	子育て・子育てに関するさまざまな情報について、「広報よしのがわ」や市ホームページで、随時、周知していく取り組みです。	「広報よしのがわ」掲載の子育てに関する情報や各種情報を、市ホームページにも掲載していきます。また、内容の充実を図るとともに、電子メールの活用など、インターネットを活用した情報提供体制の整備について推進します。	子育て支援課 企画財政課

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
子育てボランティアの養成	子どもや子育て世帯等への支援を行っている、ボランティア・NPO等のリーダー等の人材を養成する事業です。	子育て家庭を支援し、地域の活性化を図るため、子育てボランティア・NPO活動やサークル活動の支援を促進していきます。 そのため、ボランティア・NPOの活動の主軸となるリーダー等の人材を養成し、あわせてボランティア・NPO活動の場を提供するなど、支援をしていきます。	子育て支援課

6) 保育所・認定こども園における質の向上

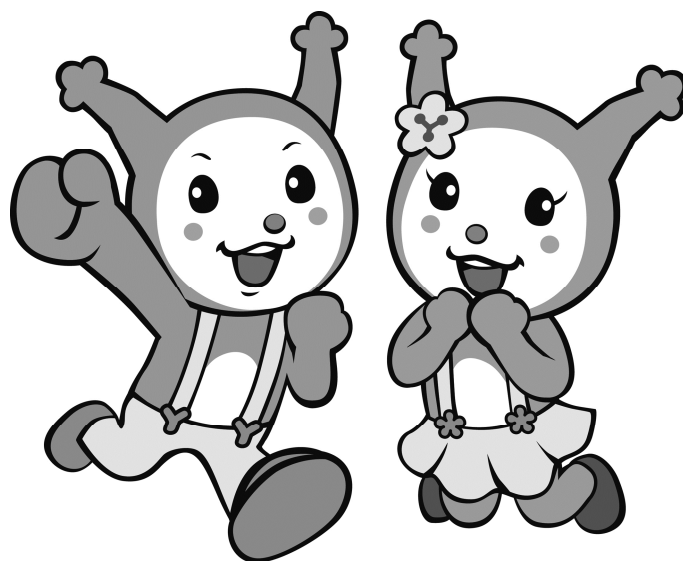
事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
保育実践にかかる改善・向上のための自己評価及び調査研究の推進	-	国のガイドラインに沿って行う保育士等及び保育所等の自己評価を推進するとともに、保育所等の保育実践上の課題に関する調査研究を支援するため、国の保育実践の改善・向上等に関する各種研究成果・資料等のデータベースの活用を努めていきます。	子育て支援課 保育所 認定こども園
情報技術の活用による業務の効率化	-	情報技術の活用による保育所等の業務の効率化のため、必要な措置を講じていきます。また、あわせて家庭との連携や必要情報の提供にも情報技術の活用を図っていきます。	子育て支援課 保育所 認定こども園

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
子どもの健康及び安全の確保	-	国のガイドラインに沿って、保育所等における保健・衛生面の体制整備を進めていきます。また、医療機関と連携し、保育所等における健康支援等の充実を図っていきます。	子育て支援課 保育所 認定こども園
支援を要する子どもの保育の充実	-	障がい児をはじめ支援を要する子どもの保育に関して、保育所等と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行っていきます。	子育て支援課 保育所 認定こども園
保育士等の資質・専門性の向上	-	保育所等の職員に対する研修内容の充実や、外部講師の積極的な活用による研修体制の整備を進めていきます。また、保育士等の専門性を高めるための資格や養成のあり方について検討していきます。	子育て支援課 保育所 認定こども園
専門的な人材や地域の多様な人材の活用	-	保育所等が、保育・子育て支援に関わる専門的な人材や地域の多様な人材を活用して、地域の実情等に応じたさまざまな取り組みを行うことができるよう、人材の確保や必要な調整など体制を整備していきます。	子育て支援課 保育所 認定こども園
保育環境の改善・充実のための財源の確保	-	保育所等における取り組みを支える保育環境を改善・充実するために、必要な財源の確保に努めていきます。	子育て支援課 保育所 認定こども園
地域の関係機関等との連携	-	保育所等が、地域子育て支援拠点・小学校・放課後児童クラブなど、地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行っていきます。	子育て支援課 保育所 認定こども園

7) 児童の健全育成の取り組みの推進

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
放課後児童クラブの障がい児の受け入れの推進	放課後児童クラブにおいて、障がい児や発達障がい児の受け入れを推進する事業です。	障がい児と障がいがない子どもとが放課後児童クラブでともに過ごせるよう、人材の配置や施設等の整備について進め、受け入れの推進を図っていきます。	子育て支援課
地域住民・ボランティア等と連携した放課後児童対策の推進	放課後児童クラブ等の放課後児童対策の事業において、地域住民・ボランティア等と連携して行う取り組みです。	放課後児童クラブ等の放課後児童対策の事業において、ボランティアやNPO等と協働のもとでの取り組み体制を整備します。	子育て支援課
青少年育成及び家庭・各関係機関の連携	児童・生徒の健全育成を推進するもので、青少年育成に努める取り組みです。	家庭・保育所・学校及び各関係機関が連携をすることにより、青少年の健全育成を推進していきます。	子育て支援課 教育委員会
地域による健全育成活動の支援	地域住民や関係機関・団体等が連携して、地域における子育て・子育てを進める取り組みです。	学校や公共施設等を活用し、スポーツ活動等の子どもたちが主体的に活動するためへの支援をしていきます。なお、支援にあたっては、子どもを見守る観点から、地域住民や関係機関・団体等が連携していきます。	子育て支援課 教育委員会
空き教室等を活用した子育て支援サービス等の推進	公民館や学校の空き教室等を活用した放課後児童クラブ等において、子どもの視点に立った利用しやすい施設（身近・利用しやすい・安全かつ安心な施設など）を活用する取り組みです。	学校の空き教室や公共施設の利用状況等を把握し、地域住民や保護者等からの要望も踏まえて、施設の活用方法を検討し、随時、改善を図っていきます。	子育て支援課 教育委員会

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
児童相談等の相談業務の推進	子どもや保護者、子育て世代への相談に応じる事業です。	日常生活や学校生活などさまざまな相談に応じ、アドバイスや支援を行っていきます。なお、実施にあたっては、面接や電話での相談や家庭訪問による相談支援に努めていきます。	子ども相談室



2 子どもや母親の健康の確保・増進（母子保健）

1) 子どもや母親の健康の確保

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
乳幼児相談	乳児及び幼児とその保護者を対象とし、身体計測や発育状況に関する育児、栄養等の相談を実施しています。また、電話による随時相談等を行う取り組みです。	多様化する母子のニーズに対応するため、随時の個別相談を実施しており、今後とも継続して実施していきます。	健康推進課
マタニティ教室	妊娠・分娩・産褥期を健康に過ごすことができ、安心して育児ができるように、また、知識の普及のみでなく、同じ立場である妊婦同士の交流を促し、精神的な支えを得る場として教室を開催する取り組みです。	年間計画を立て、定期的実施していますが、今後さらに、妊婦の喫煙や食の乱れなど、胎児の生育に影響を及ぼすおそれのある妊婦の教室への参加者を増やす取り組みを進めるとともに、妊娠届出時にマタニティ教室参加の呼びかけを勧めるなど、周知・広報を行っていきます。また、父親にも、育児の知識を高めるために一層の参加を促していきます。	健康推進課
発達相談	健診後のフォローとして、身体面や精神面の専門家による発達相談を行い、子どもの発達に応じた育児指導を行う取り組みです。	健診後のフォローとして個別相談や各保育所への巡回相談など、身体面や精神面の専門家による発達相談を行い、子どもの発達に応じた支援を実施していきます。	健康推進課

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
ブックスタート 事業 新規	4 か月健診の機会に、赤ちゃんに絵本の読み聞かせを行い、「絵本」と「赤ちゃんが絵本を楽しむ体験」をプレゼントする事業です。	愛情に満ちた「ことば」を語りかけることで、赤ちゃんに、自分がとても大切にされ、愛されているという喜びを伝えます。また、赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、ゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけを作ります。	子育て支援課 健康推進課
育児相談	親子のふれあいや地域間の交流を深め、子どもたちの健やかな発育・発達を目指すとともに、母親の育児不安の軽減を図り、親と子の心と身体の健康づくりを目的として開催する教室です。	親子のふれあい・親同士の交流を深め、子どもの健やかな発育・発達を目指すとともに、母親の育児不安の軽減に努めていきます。なお、実施にあたっては、地域子育て支援センターにおける活動において取り組みを進めていきます。	健康推進課 子育て支援課 認定こども園
不妊治療対策	不妊治療にかかる経済的支援として、徳島県不妊治療費助成制度の啓発を行う取り組みです。	今後も徳島県不妊治療費助成制度の啓発を行っていくとともに、問い合わせがあった場合に、紹介等を行っていきます。	健康推進課
母子健康手帳の 交付	母子健康手帳を交付する取り組みです。	妊娠の届出があったすべての妊婦に対して、母子健康手帳を交付していきます。また、母子健康手帳を活用して、母子の健康の状況を把握し、支援していきます。	健康推進課
感染症予防 (予防接種) 事業	感染症予防(予防接種)を行う事業です。	感染症予防のため、予防接種を実施していきます。なお、予防接種についての周知・広報に努めるとともに、関係機関と連携して取り組んでいきます。	健康推進課

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
妊産婦・乳幼児等への相談及び総合支援	妊産婦・乳幼児等へのさまざまな相談について、総合的に応じていく取り組みであり、初期相談窓口としての役割やワンストップの相談窓口としての取り組みです。	妊産婦に対しては、妊娠中毒症等の予防や妊娠中の健康管理等に関する相談・母乳相談を、また、乳幼児に対しては、発育状況に関する育児、栄養等の相談等を実施していきます。また、初期相談としての相談しやすい環境づくり、ワンストップの相談窓口の構築にも努めていきます。	健康推進課
子どもの心と身体の健やかな発達の促進	育児や子どもの成長・発達・健康管理等に関する正しい知識・情報を提供する取り組みです。	子どもの成長・発達・健康に関する問題について、早期に発見し、早期の対応ができるよう、健康診査・健康相談体制の充実を図ります。また、必要に応じ適切な専門機関を紹介し、健康教育・健康相談の充実を図り、育児不安の解消に努めていきます。	健康推進課
妊産婦等への理解促進 (マタニティマークの普及)	妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保をすることを目的に、マタニティマークによる啓発を行う取り組みです。	妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいこと、周囲からの理解が得られにくいことから、マタニティマークの普及により、理解と促進を図っていきます。	健康推進課 子育て支援課

2)「食育」の推進

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
地域における食に関する学習の機会の充実	<p>健診や各種教室等において、食に関する取り組みを推進する事業です。</p> <p>●マタニティ教室： 妊婦の栄養講話を実施し、自分の食のみならず、子どもや家族の食に関する理解を図っています。</p> <p>●離乳食講習： 離乳食の話や作り方のデモンストレーションによって、若いお母さんにも関心を持ってもらえるよう取り組んでいます。</p>	<p>マタニティ教室において、妊婦及び母親等へ食の重要性について講義を行っていくとともに、離乳食講習を実施して、母親だけでなく父親や祖母の参加も促していきます。</p>	健康推進課
保育所・認定こども園・幼稚園における食育の推進	<p>保育所や認定こども園、幼稚園における食育の推進を図り、就学前児童や保護者に食の大切さを周知していく取り組みです。</p>	<p>保育所や認定こども園、幼稚園において、給食やおやつなどの際に食育に関する取り組みを進めるとともに、保護者への食育の周知・啓発を進めていきます。また、地産地消への取り組みも進めていきます。</p>	保育所 認定こども園 教育委員会
小・中学校における食育の推進	<p>小・中学校における食育の推進を図り、児童・生徒や保護者に食の大切さを周知していく取り組みです。</p>	<p>市内の全小・中学校（以下、「学校」という。）で一体的な取り組みを推進するため、市学校食育推進委員会等で、各学校からの要望をとりまとめ、年間を通して計画的に全学校へ指導が行えるようにしていきます。また、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、「ふれあい食体験事業」を全学校で実施していきます。そのため、ヘルスマイト（食生活改善推進員）と連携し、世代を超えて食を通じた交流及び学習を行っていきます。</p>	健康推進課 教育委員会

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
家庭における食育の推進	各家庭における子どもと保護者や家族の食育の推進を図る取り組みです。	ヘルスマイト（食生活改善推進員）や学校との連携により、家庭に対して正しい食事のとり方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の構築と家族の関係づくりによる心身の健全育成、また、地産地消の促進について推進していきます。	健康推進課 子育て支援課 教育委員会
食育に関する関係機関の連携	保育所・幼稚園・学校や食育に関する関係機関が連携し、市全体をあげて、食育を推進する取り組みです。	関係機関と連携を図り、食育の目標達成を目指すとともに、地産地消の取り組みも含めて、市全体の取り組みを展開させていきます。	健康推進課 子育て支援課 教育委員会
アレルギーのある子どもへの支援	家庭や関係機関と情報を共有し、共通理解のもと食物アレルギーに関する最新の知識の習得に努め、保護者への正しい知識の普及を進めていきます。	食生活の管理を習慣づけることができるように、食への教育に取り組み、アレルギーのある子どもへの対策や、教育関係者や保護者などへのアレルギー知識の留意点の情報提供などに取り組みます。	子育て支援課 教育委員会

3) 思春期保健対策の充実

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
性に関する正しい知識の普及	教育機関・医療機関及び保健機関等の連携により、学校において性に関する教育と思春期世代への正しい知識の普及に努める取り組みです。	教育機関、医療機関及び保健機関等の連携により、各学校において思春期学習会等を実施し、正しい情報(妊娠出産・避妊・性感染症など)を学ぶ機会を設け、性に関する教育と健全な思春期世代への正しい知識の普及に努めていきます。講師・助産師会等と連携して実施していきます。	教育委員会
喫煙防止対策	医師会・保健所等の関係機関や学校・家庭・地域の連携により、各小・中学校において、たばこについての正しい知識を知り、たばこが体に及ぼす害、自分だけでなく家族や周囲の人々の健康について考える機会や、たばこをすすめられたときの断り方などについてのスキルを学ぶ学習会を設け、未成年者の喫煙防止に努める取り組みです。	各学校において、医師会の講師による防煙教育や阿波吉野川警察署のスクールサポーター、学校医などによる喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室を、継続して実施していきます。	健康推進課 教育委員会
薬物乱用防止対策	医師会・保健所等の関係機関や学校・家庭・地域の連携による、薬物乱用防止の取り組みです。	関係機関と連携を図りながら、子どもの薬物乱用の防止対策に努めるとともに、保護者等を含めた周知・広報を行っていきます。	健康推進課 教育委員会
保健管理の推進	学校ごとに保健計画を立て、環境衛生の維持・改善に努めること、健康診断を定期的実施すること、感染症の予防や感染症による学級閉鎖に関する事など、児童・生徒等の健康保持や健康増進のために必要な取り組みです。	各学校において、環境衛生の維持・改善に努めるとともに、各種健康診断を実施するなど、健康管理や感染症の予防などに対応していきます。	教育委員会 健康推進課

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
保健教育の推進	健康で安全な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的な発展を図ることを目的に、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる取り組みです。	学習指導要領に基づき、保健に関する指導を通して、健康で安全な生活を営むための実践的能力の育成や知識の学習を行っていきます。	教育委員会 健康推進課
思春期の健康づくり	各学校において、薬物乱用防止教室の実施や性教育の授業などを通して、思春期の児童・生徒に起こる体や心の変化について、学習する取り組みです。	学校と保健機関が連携して、情報の交換や学習の協力を努めていきます。	健康推進課 教育委員会
思春期相談	思春期の心と体に関する悩み、また、不登校・心の健康などについて、専門医等による相談です。	思春期の心と体に関する悩み、また、不登校などの問題について、保健師や専門医による相談を行っていきます。	健康推進課 教育委員会
妊産婦・赤ちゃんとのふれあい体験	次代の親となる児童・生徒に対し、命の大切さや子育ての喜びと責任などについての意識を育成するため、乳児や妊産婦とふれあう機会を設ける取り組みです。	乳児の世話や抱っこをする体験活動や、妊婦さんやお母さんに子育てのお話を聞くことを通して、命の尊さを感じてもらう機会を設けていきます。	健康推進課 教育委員会

4) 小児医療等の充実

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
とくしま小児救急医療体制	とくしま小児救急医療体制の周知・相談に応じる取り組みです。	県が実施する徳島こども救急相談事業（小児科医、看護師により、毎日18時～翌朝8時まで相談対応）について訪問や相談・健診を通じて周知しています。	健康推進課
かかりつけ医づくりの推進	日ごろから健康相談をしたり、病気になったときは初期の医療を行うかかりつけ医を持ち、かかりつけ医と病院の役割体制が地域内に確立することで、医療サービスの向上を図る取り組みです。	子どもの健康管理、疾病予防に関して、いつでも気軽に相談ができるかかりつけ医づくりを推進していきます。	健康推進課
病児・病後児保育事業	保護者の就労等のため、病気の子どもを自宅で保育するのが困難な場合に、病院において児童を一時的に保育し、子育てしやすい環境を整備して、保護者の子育てと就労支援の両立を図る事業です。	平成26年度は1か所（山川区域）での実施ですが、平成27年度より鴨島区域でも事業を開始し、2か所での実施となります。女性の更なる社会進出及び男性の雇用関係の変化等に伴い、病児・病後児保育の需要は一層高まることが想定されるため、事業の充実を図っていきます。	子育て支援課
出産・育児にかかる経済的負担の軽減	子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、出産に伴う経費や就学前の子どもに対する医療費の助成・軽減を図る事業です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産育児一時金支給事業 医療保険制度（健康保険や国民健康保険など）の被保険者やその被扶養者が出産したときに一時金を支給していきます。 ● 子どもはぐくみ医療費助成事業 子どもを扶養している保護者に対し、医療費の自己負担分を助成していきます。 	子育て支援課

3 子どもの健やかな心と体を育む教育環境の整備（教育環境）

1) 次代の親づくり

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
次代の親づくり （職場体験・ふれあい体験の充実）	<p>次代の親づくりの視点から、勤労意欲や社会的責任感の醸成等のため、職場体験学習の一層の充実を図る取り組みです。</p> <p>なお、乳幼児とのふれあい・体験学習においては、子育ての喜びや家庭の大切さを、また、自然環境や地域資源を活用した体験学習においては、郷土を愛し、地域に生きる気持ちを育成することをねらいとしています。</p>	<p>職場体験・体験活動を企画・実践していきます。</p> <p>豊かな自然環境、地域の資源を活用した職場体験や自然体験などの多様な体験活動に取り組みます。また、ハローワークや各事業所等との連携強化に努めます。</p> <p>保育所等と連携して乳幼児とのふれあいのなかから子育ての意識や家庭の大切さを理解できるよう、機会の拡充を図っていきます。また、命について考える機会を持ってもらい、自分が生まれてきたこと、大切に育てられてきたことを知り、母性・父性意識の高揚を目指していきます。</p>	健康推進課 子育て支援課 教育委員会
スクールカウンセラー等の活用の促進	<p>「心の悩み・問題」に専門的立場から助言・援助を行うために臨床心理士などカウンセリングの専門家により、児童・生徒及び保護者等からの相談に応じる取り組みです。</p>	<p>不登校・いじめ・非行などの予防や解消のため、小学校にスクールカウンセラー（臨床心理士）を配置し、子どもや保護者等へのカウンセリングや指導・助言を行い、相談体制を強化していきます。</p>	教育委員会

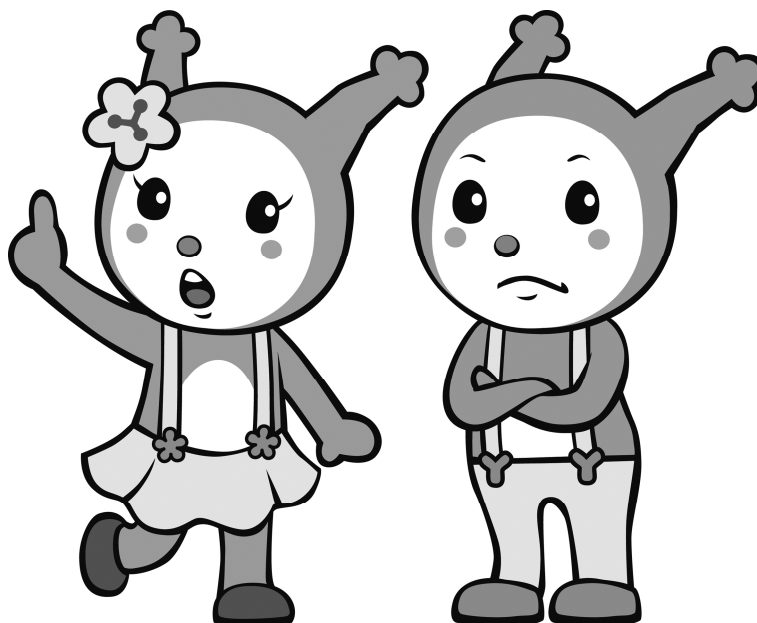
事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
就学援助制度・奨学金制度の周知	経済的な理由によって修学が困難な児童・生徒に対し、教育を受ける機会を確保するため、修学の経済的な援助制度や奨学資金貸付を行う奨学金制度について周知する取り組みです。	小・中学校で必要な学用品などにかかる費用及び高校・大学等への進学が経済的理由で困難な生徒を支援するため、就学援助制度・奨学資金制度の周知を行っていきます。	教育委員会
パートナーや子どもへの理解	次代の親となる児童・生徒に対して、さまざまな体験学習・実習、保健に関する授業などを通して、家庭の大切さや子育ての責務などを育成する取り組みです。	次代の親として求められる、パートナーや子どもへの配慮の心を養うため、保健教育・人権教育・保育実習・体験学習などに取り組んでいきます。	教育委員会
子ども会等活動への支援	地域の子どもが、地域の環境や文化にふれながら、地域の大人や異年齢の子どもと交流する場である子ども会活動を支援し、地域による子育て・子育て支援の推進と郷土を知り・愛する心を育てる取り組みです。	子ども会が子どもたちを中心として自主的に活動し、仲間づくりや異年齢児の交流の場となるよう支援していきます。	教育委員会

2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
<p>学校教育環境の整備</p>	<p>各校が学力向上推進員を指名し、授業改善・学習習慣の定着、読書活動の充実等を目指す取り組みです。</p>	<p>全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、吉野川市の特色ある学力向上施策を打ち立てていきます。 確かな学力の育成を図るため、教職員一人ひとりの資質や能力の向上を図れるよう、教職員指導力人間力向上研修を充実させ、「学力向上実行プラン」を作成することにより、PDCAサイクルのもと、検証・改善を図っていきます。 また、子どもの生きる力の育成や地域に根ざした学校づくりをするため、教育環境等の整備に努めます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>不登校児童・生徒対策</p>	<p>適応指導教室は、吉野川市内の不登校の相談機関として早期支援・早期対応を行う場です。 適応指導教室では、学校と連携し、不登校の早期発見のための調査を実施し、不登校の児童・生徒の居場所として、生活指導・学習指導を行い、通室した日を出席扱いとするなど、柔軟な対応をしています。 また、家庭環境等に課題のある児童・生徒の不登校については、健康福祉部・児童相談所・教育委員会等が連携し、家庭・学校への支援を充実させるとともに、子どもが引きこもりやニートとならないよう、取り組みを行っているものです。</p>	<p>適応指導教室において、学校と連携を図りながら、不登校児童・生徒一人ひとりの心の問題に対応するための活動を行っていきます。 そのため、適応指導教室の環境、人的配置、運営の充実を図るとともに、専門的知識を有するカウンセラー（臨床心理士）による相談日を設けるなど、子どもや保護者が相談しやすい教育相談体制を作っていきます。 また、学校は未然防止の取り組みや予防教育を推進していきます。さらに、関係機関と連携を図り、ケース会議や教職員の研修を行っていきます。</p>	<p>教育委員会</p>

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
青少年の非行問題への対応	青少年の非行を未然に防止するため、地域の防犯ボランティアの活動と連携して、見守りやパトロール活動等を実施するとともに、有害環境の排除に努める取り組みです。	地域と関係機関が連携し、青少年の育成支援を進め、青少年のより一層の健全育成に努めていきます。	教育委員会
子どもを対象としたスポーツ・文化活動	地域の教育力と子育て支援機能の向上を図り、子どもの健全な育成を促進するため、地域のさまざまな文化を学ぶ場を設けるとともに、交流を図り発達を支援するスポーツ・文化活動への取り組みです。	地域におけるさまざまな子育て文化活動やスポーツ事業を実施及び支援し、子どもの心身の健全な発達を促進していきます。	教育委員会
文化・芸術活動・体験学習活動等の情報提供の推進	各種文化・芸術活動や体験学習を通じて、子どもたちが郷土への愛着や誇りを感じ、地域の一員としての自覚を持つことができるよう、該当する活動に関する情報を提供する取り組みです。	地域のさまざまなところで実施している学習会・体験活動等の情報を提供していきます。また、芸術活動や公演への参加を促進していきます。	教育委員会
基礎学力の向上と創造性の育成	全国学力・学習状況調査の活用を図るとともに、少人数指導体制を充実させるなど、確かな学力の定着と向上に向けた研究・研修体制の整備と創造性をはぐくむ教育を推進する取り組みです。	基礎学力の向上のため、全国学力・学習状況調査を受けて分析を行い、各学校の実態に応じた学習指導等の充実に努めるとともに、確かな学力の定着を図っていきます。	教育委員会
消費者教育等の推進	次代の親となる児童・生徒に対して、社会的な自立心や責任感を育成するため、消費者教育・金融経済教育を実施する取り組みです。	学校・家庭・地域において、消費者教育・金融経済教育を推進していきます。	教育委員会

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
職員等の資質の向上	行政職員や教職員等の資質向上を目指し、研究事業の充実や知識の共有化等を進める取り組みです。	授業研修会を開催し、指導方法の改善や小・中学校の連携強化に努めるとともに、県教委・文部科学省等の研修への協力及び各学校の研修体制の充実への支援に努め、教職員の意識改革と資質の向上を図っていきます。 また、指定校事業の積極的な活用にも努めていきます。	総務課 教育委員会



3) 家庭や地域の教育力の向上

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
相談体制の充実	核家族化や近所関係の希薄化などによる家庭や地域の教育力を支援するため、相談体制の充実を図る取り組みです。	家庭や地域の教育力の向上を図るため、地域で子育てを支援していくための子育て支援ネットワークや子育てに不安や悩みを抱く保護者等の相談に応じる体制を整備するなど、家庭教育支援の充実に努めていきます。	子育て支援課 教育委員会
家庭や地域の大切さ等についての理解促進 (家族の日・家族の週間の啓発)	家庭の大切さや家族の役割を見直し、家庭の教育力や子育て機能などを地域や社会で支援していく機運を醸成する取り組みです。	多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」(11月第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)における啓発や、地域や企業の取り組み等の表彰を通じて、家庭や地域の大切さ等について、理解の促進を図っていきます。	子育て支援課 教育委員会
家庭教育を学習する機会の充実	家庭や地域の教育力を支援するためのさまざまな学習等の機会を充実させる取り組みです。	人権課題の教育・啓発や男女共同参画社会の実現に向け、講演会や講座などの啓発や情報提供等を実施していきます。	人権課 子育て支援課 教育委員会

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
ボランティア等活動の推進	青少年育成のためのボランティア体験、地域活動や子育てを支援するためのボランティアなど、市民の自主活動を支援する取り組みです。	青少年体験活動・ボランティア活動・ボランティアの育成など、活動の活発化に努めていきます。なお、各学校と地域が連携し、福祉施設への訪問や地域の清掃活動などを通じ、社会に奉仕する意義を学ぶ地域に根ざした活動を推進し、学校や社会福祉協議会における取り組みについて連携を図っていきます。	福祉総務課 子育て支援課 教育委員会
公共施設の活用促進	住民の自主的な活動を支援するため、公共施設の有効活用を促進する取り組みです。	公共施設の活用方法を再検討し、多様化した教育活動等に対応していきます。	教育委員会
地域に開かれた保育所・認定こども園・学校づくりの促進	子どもの育成・教育活動の充実のために、保育所・認定こども園・幼稚園・学校・家庭・地域が幅広く連携することが大切なことから、保護者・地域の人材、さらには各種団体などの地域の教育力をボランティアとして積極的に活用する取り組みです。	保育所・認定こども園・幼稚園・学校・家庭・地域の協力支援体制を強化し、地域の人材をボランティアとして活用するなど、地域の実情に応じた特色のある学校教育を推進していきます。	子育て支援課 教育委員会 認定こども園
生涯学習事業の充実	さまざまな生涯学習活動を充実させ、子どもがスポーツ活動や文化活動に参加することにより、地域の大人や異年齢児と交流する場を提供する取り組みです。	さまざまな体験や場を通して子どもが地域社会で主体的に生活ができるよう、現在行われている社会教育や体育スポーツ振興の事業など、生涯学習事業を充実させていきます。	教育委員会
郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実	子どもが、郷土に誇りを持ち、地域を愛する心がはぐくまれるよう、郷土の歴史や文化にふれあう機会を充実させる取り組みです。	次代の担い手となる子どもが、地域に誇りを持てるよう、郷土の歴史や伝統文化とふれあう機会の充実を図っていきます。	教育委員会

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
フリーター等に対する意識啓発	教育・福祉・保健・医療・雇用等各関連分野が連携して、ニートや引きこもり等の困難を有する子ども・若者への支援を行う取り組みです。	仕事と生活の調和の視点も含めた勤労観・職業観、社会的・職業的自立に必要な能力等をはぐくむ教育・職業教育の支援に取り組んでいきます。	教育委員会
見守り支援体制づくり	地域の教育力の向上及び防犯等を目的として、児童・生徒を地域で見守る体制を整備する取り組みです。	学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進していきます。また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を設けていきます。	総務課 教育委員会

4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
有害環境への対策	有害図書・有害ビデオ、携帯電話やパソコン等ネット犯罪が全国的に多発しており、有害環境排除に向けた地域の協力体制の取り組みです。	青少年を取り巻く環境は情報化社会の進展に伴い大きく変容しているため、徳島県青少年保護育成条例の普及啓発とあわせて、関係事業者の状況等をきめ細かく把握するよう努めていきます。	青少年育成補導センター 教育委員会
有害環境排除活動	有害環境排除に向け地域の協力体制を整備していきます。そのため、関係機関と連携して、児童・生徒の有害環境について、排除する活動です。	補導活動・パトロール活動を、今後も継続していきます。 ネット犯罪防止に関する保護者や関係団体等の研修を実施していきます。また、インターネットのフィルタリング等、活用のルールやマナーをしっかりと学校・家庭で教育していきます。さらに、保護者・教職員のなかから啓発リーダーの養成を図っていきます。	青少年育成補導センター 教育委員会
情報教育の推進	情報の正しい入手と活用の知識を普及啓発する取り組みです。	情報教育に関する教職員の研修の充実を図っていくとともに、有害情報対策の講座を実施するなど、情報モラル教育の充実に努めていきます。 また、インターネットや携帯電話の使い方等について、情報教育として行っていきます。	教育委員会

4 子育てを支援する生活環境の整備（生活環境）

1) 良質な住宅の確保及び良好な居住環境の確保

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
新婚世帯家賃補助事業	若年層の定住促進を図るため市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対して補助金を交付します。	当初の2年計画から、平成27年度末まで申請受付期間を延長し、より一層の若年層の定住促進化を図ります。	都市計画住宅課
住宅環境の整備	老朽化した公営住宅の整備により居住環境の向上を目指すとともに、子育て世帯にも対応した住宅の供給に努める取り組みです。	子育て期における世帯にも利用しやすい公営住宅・民間住宅の整備に配慮がなされるよう、関係機関に対し要望等を行います。	都市計画住宅課
居住環境の整備	子育て世帯に対応した住宅の供給を進めるとともに、子育て支援施設の立地に配慮したり、周辺の歩道や公園の整備を図るなど、子育てにやさしい居住環境を整備する取り組みです。	大規模な公営住宅の整備にあたっては、子育て支援の施設等の併設がなされるよう検討を加えるとともに、関係機関に対し、要望等を行っていきます。	都市計画住宅課
多子・子育て世帯向け住宅の支援	公営住宅について、施設整備とあわせて、多子世帯や要支援世帯の優先入居など、運用面での子育て支援をする取り組みです。	公営住宅への入所について、多子世帯や子育て世帯について、優先入居の検討を行っていきます。	都市計画住宅課

2) 安全な道路交通環境の整備

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
道路環境の整備	妊産婦や子ども連れ等の移動等の安全を図るため、交通量の多い交差点や交通事故が発生しやすい場所、子育て支援施設の周辺等について、道路改良を含め、信号機の設置など、関係機関に積極的に働きかける取り組みです。	子どもや妊産婦等が安全に安心して通行することができるよう、歩道等の道路交通環境の整備に努めていきます。	建設課
交通安全設備の整備	交通事故を防止するため、カーブミラーやガードレールなどの安全設備を整備する取り組みです。	関係機関と連携を図りながら、子どもの視点に立った、カーブミラーやガードレールの整備・補修を進めていきます。	総務課

3) 公共施設におけるバリアフリーの推進

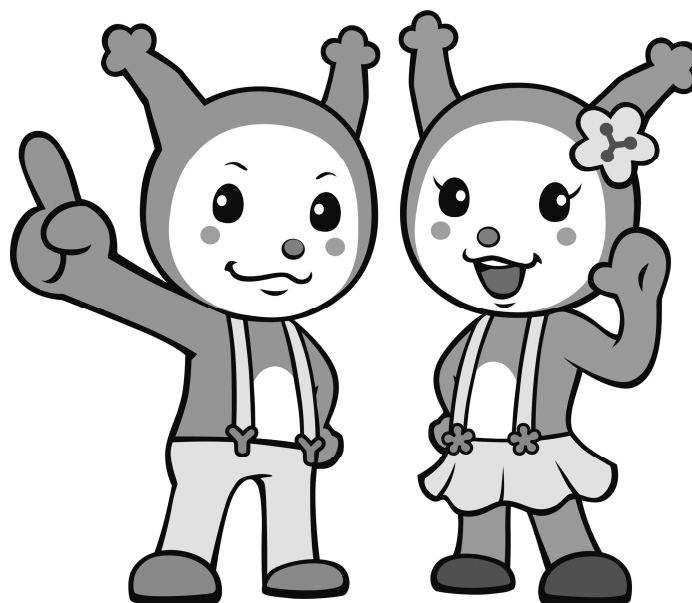
事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
公共施設のバリアフリー化	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例等に基づいて、子どもサイズの便器・手洗い器・ベビーベッド・ベビーチェア・ゆったりした化粧室・スロープの設置など、公共施設のバリアフリー化を推進する取り組みです。	近年の新規整備施設については、バリアフリーを考慮した施設としていますが、既存の施設においては、バリアフリー化のための現況調査を実施し、調査が完了し次第、施設ごとの整備計画を策定し、改修を推進していきます。	建設課 建築営繕課

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
公共交通環境の整備	駅や停留所の周辺において、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に基づき、幅の広い歩道やスロープ、エレベーターの整備を推進する取り組みです。	子育て世帯が外出しやすい環境の整備のため、公共交通機関に対して、バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進をしていきます。	福祉総務課 建設課
公園などの身近な遊び場の整備	子どもの安全で快適な遊び場として、また、子育ての場として公園などを整備する取り組みです。	公園など、子どもの身近な遊び場について、子どもが安心して利用できるよう、整備等を行っていきます。	都市計画住宅課 商工観光課

4)子どもが被害に遭わないための安全・安心なまちづくりの推進

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
安全・安心なまちづくりの推進	児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理を進める取り組みです。	学校施設について、安全で豊かな環境を確保していきます。 また、家庭・地域・関係機関等と連携し、事故や犯罪被害から子どもたちを守るよう努め、安全・安心なまちづくりを推進していきます。	教育委員会
子育てにやさしいまちの情報提供	子育てや子ども連れでの外出に役立つ、また、子育て支援施設や設備等に関する情報を提供する取り組みです。	子育てにやさしい住宅・店舗・公共施設・公園等のまちの情報について、提供していきます。	子育て支援課

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
子ども110番の家	子どもが危険を感じたときや、困ったことが起きたときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等を設置し、さらに防犯ボランティア活動の支援を行う取り組みです。	子どもたちがいざというとき、もしものときに駆け込める場として、また、地域で子どもを見守る体制として、「子ども110番の家」を設けており、今後とも、関係機関と連携して活動を広げていきます。 なお、設置箇所の新設や更新を行っていきます。	総務課 教育委員会
防犯教室や避難訓練の実施	子どもの安全の確保のため、各保育所・認定こども園・幼稚園・学校において防犯教室や避難訓練を行う取り組みです。	子どもの安全の確保のため、各保育所・認定こども園・幼稚園・学校において防犯教室や避難訓練を行い、普段から防犯体制を心がけていきます。	総務課 保育所 認定こども園 教育委員会



5 職業生活と家庭生活との両立の推進（ワーク・ライフ・バランス）

1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の推進

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
企業への働き方の見直しへの広報・啓発	吉野川市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みとして、「男女共同参画基本計画」を策定しています。 「多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実」を施策の方針の一つとしてとらえ、事業を推進するものです。	施策の方針に沿った具体的な取り組みを進め、固定的な男女の役割分担意識の払しょく等、住民の意識改革のための広報や啓発を積極的に推進していきます。 そのため、広報紙やホームページ等を通じ、「男女が子育てを行う大切さ」の啓発に努めていきます。 また、講演会等で男性も参加できるよう開催日の工夫を行い、広報・啓発活動の充実に努めていきます。	人権課 企画財政課
育児休業制度の促進	事業所に対して育児休業制度を取得しやすい労働環境の整備などの周知・啓発を行う取り組みです。	男性を含めた育児休業の取得促進について、関係機関と連携をしながら、制度の定着活用を促していきます。	商工観光課
男女共同参画意識の形成	男女共同参画社会を築いていくために、日常生活に存在する性別役割分担意識に気づき、身近なことから制度や慣習について見直すことができるよう、男女共同参画基本計画に基づき実施する取り組みです。	性別役割分担意識を改めていくため、家庭生活において、男女がともに協力しあう意識の形成に努めていきます。	人権課
若者の定住を目指した就労支援施策の推進	包括的な次世代育成支援対策は、子育て支援にとどまらず、若者の定住を促進する取り組みでもあり、その就労支援についても推進する取り組みです。	少子化対策をまちづくりの一環として、若者の定住を目指した就労支援施策の推進を関係機関と連携を図りながら推進していきます。	関係各課

2) 仕事と子育ての両立支援のための体制整備等の推進

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
企業への働き方の見直しへの広報・啓発	企業に対して、子育てを支援する労働環境の整備や妊娠・出産への配慮、短時間勤務など多様な就業形態の導入などについて、周知啓発を行う取り組みです。	男女がともに充実した家庭・地域・職業生活が送れるよう、事業主への啓発活動を積極的に行っていくとともに、多様な保育サービスの実施など、仕事を持つ保護者に対する育児施策を実施していきます。	商工観光課
男女共同参画による子育ての促進	家事・育児を家族全員が協力して担えるよう、男性(父親)にも家庭生活における役割を適切に分担するよう促進する取り組みです。	保育所・認定こども園・幼稚園・地域子育て支援センター・学校などの情報提供機能を活用し、父親の子育て参加に対する意識啓発を促進していきます。また、子育て世帯に対して、仕事と家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)に向けた働き方の見直しを啓発していきます。	関係各課

6 子ども等の安全の確保（子ども等の安全・安心）

1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
交通安全教室の開催	保育所・認定こども園・幼稚園・学校等で交通安全指導員による交通安全教室を開催し、信号機の見方、横断歩道の渡り方などの交通ルールや、路上での正しい通行の仕方、自転車の乗り方などを指導する取り組みです。	交通安全に関する自主的活動を支援するとともに、警察・地域・学校・各種団体等との連携を一層強化し、交通安全思想の普及に努めていきます。特に交通安全運動期間中には、より一層効果的な教育に努めるほか、あらゆるところで交通安全教育等の活動を推進していきます。	総務課 保育所 認定こども園 教育委員会
チャイルドシート着用の推進	毎年、7月1日～8月31日までのシートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動期間中に、交通安全意識の高揚を図る取り組みです。	全国交通安全運動では、チャイルドシートの着用の徹底が運動の重点項目となっており、乳幼児や児童の保護者を対象に、行事や交通安全関係行事等での着用の推進を行っていきます。そのため、シートベルト・チャイルドシート着用普及啓発パンフレットの配布やチャイルドシート取り付け講習会を開催していきます。	総務課
交通安全活動	交通安全運動期間（原則として、春季は4月6日～15日、秋季は9月21日～30日）を重点に交通安全の呼びかけをする取り組みです。	交通安全運動期間を重点に、交通安全の呼びかけを行ったり、通学路や子どもの集まる場所などの交通安全を点検していきます。	総務課

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
安全な道路交通環境の整備	親子が安心して外出できるよう、子どもや親の視点から、幅の広い歩道やバリアフリー化された安全な道路環境づくりを進める取り組みです。	子どもを含めた交通弱者の安全対策を行い、交通マナーの向上に努めるとともに、安全な道路整備を推進していきます。	建設課

2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
犯罪・被害に遭わないための取り組み	子どもを犯罪の被害から守るための、パトロールや不審者対応訓練など、学校における取り組みです。	街頭巡回補導や啓発のための広報活動を実施するとともに、定期的な学校内の安全管理の点検、不審者対応訓練の実施、教職員の危険管理能力の向上を図るための研修に努めていきます。	教育委員会
地域における子育て支援ネットワークの形成 (要保護児童対策地域協議会)	児童虐待を未然に防止し、また、早期発見・早期対応するための要保護児童対策地域協議会の取り組みです。	子どもが地域社会に見守られ、子ども・保護者ともに安心感を得られるように、家庭・保育所・学校・地域等と連携します。 なお、要保護児童対策地域協議会が中核となって、地域における子育て支援のネットワークを形成し、活動します。	子ども相談室

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
安全管理の推進	学校の安全管理体制の整備、安全確保対策、施設・設備の点検整備などの取り組みです。	学校管理下で発生した事故災害等の状況を把握し、迅速かつ適切に対応していきます。 また、学校の安全管理に関する整備をしていきます。	教育委員会
見守り支援体制づくり	学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者やスクールガード及び防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を実施するなど、地域の見守り体制を支援する取り組みです。	地域の教育力の向上及び防犯等を目的として、児童・生徒を地域で見守る体制を整備していきます。 また、自主防犯活動を促進するため、不審者や犯罪等に関する情報の提供を推進していきます。	青少年育成補導センター 教育委員会

3) 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
犯罪、いじめ等の被害を受けた子どもへの支援体制	吉野川市要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等、関係機関と連携した支援を実施しています。	社会の変化に対応し、今後も引き続き相談活動を実施し、被害を受けた子どもや家庭の立ち直り支援の充実に努めていきます。そのため、専門的知識を持った職員の育成に努め、こども女性相談センター・教育委員会・保健師・子ども相談室・保健所・警察署等の連携を深めていきます。	健康推進課 子ども相談室

7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

(要保護児童対策)

1) 児童虐待防止対策の充実

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
児童虐待防止ネットワークの強化	児童虐待の個別ケースに対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心とした、関係機関・団体・専門職などによるネットワークを構築する取り組みです。	要保護児童対策のため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関と要保護児童対策地域協議会を組織化しています。代表者会議で連携を強化し、毎月の実務者会議で情報共有・検討を行い、こども女性相談センターの助言のもと方針を決めて、個別ケースに対応します。	健康推進課 子ども相談室
養育支援訪問の強化	養育支援の必要な児童及びその保護者を、家庭訪問その他により把握し、訪問指導を行うなど、必要な支援を行う事業です。	生まれたすべての赤ちゃんの家庭を訪問し、保護者をサポートする体制づくりを目指すとともに、支援が必要な家庭を早期発見し、訪問指導を行い、児童虐待の予防に努めていきます。支援が必要な家庭については、訪問またはちびっ子ドーム利用時に、家庭相談員等が相談に応じていきます。	健康推進課 子ども相談室
児童虐待防止対策の推進	児童虐待の防止、早期発見の環境整備を図るため、要保護児童対策地域協議会の充実を図り、福祉・保健・医療・教育・司法などの関係機関の連携を強化します。	児童虐待に関する関係機関が連携を図るため、要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止に向けた活動を行っていきます。また、専門性を持った職員や家庭相談員を配置し、地域や関係諸機関との連携を強化することで、虐待の予防・早期発見・早期対応に努めていきます。	健康推進課 子ども相談室

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
児童虐待防止に関する相談体制の整備	虐待の早期発見と早期対応を実施するとともに、虐待を受けた子どもの立ち直りを支援するため、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備を検討するとともに、事後ケアの充実を図る事業です。	家庭・保育所・認定子ども園・学校・保健師等各機関や地域からの虐待についての面接相談、電話相談等を受け、速やかに情報収集・子どもの安全確認を行います。また、子ども相談室が中心となり、要保護児童対策地域協議会を運営し、こども女性相談センターと連携しながら保護者や家庭への支援を行います	子ども相談室

2)ひとり親家庭等への自立支援の推進

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
各種保育サービスにおける支援	育児・家事・生計の維持をひとりで担うひとり親家庭の親を支援するための、各種保育サービスに関する取り組みです。	ひとり親家庭に対して、保育所への入所や放課後児童クラブの利用など、各種保育サービスにおける支援をしていきます。	子育て支援課
ひとり親家庭への経済的支援 (各種手当等の支援)	ひとり親家庭の親に対する就業の支援や経済的支援など、ひとり親を支援する取り組みです。	ひとり親家庭の親に対して、児童扶養手当の支給や母子・父子自立支援員による自立支援給付事業、また、母子父子寡婦福祉資金貸付金等説明などの相談業務を行っていきます。 さらに、ひとり親家庭の親が安定した生活を営むため、自立支援教育・高等職業訓練事業を活用して就職に有利な資格を取得できるよう、ハローワーク等と連携しながら、就労支援をしていきます。	子育て支援課 子ども相談室

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
母子父子寡婦福祉資金の貸付相談の推進	母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦に対し、県と連携して、母子父子寡婦福祉資金貸付制度による支援を行う取り組みです。	母子家庭・父子家庭・寡婦家庭に対し、経済的自立と児童の福祉の向上を図るために必要な技能習得資金や修学資金などを貸し付ける母子父子寡婦福祉資金貸付制度について、対応していきます。	子ども相談室
ひとり親家庭への就労支援	ひとり親家庭の親が収入面や雇用条件で安定した仕事に就き、自立した生活を送ることができるよう支援する取り組みです。	ひとり親家庭の自立を促すことを目的に、ハローワーク等と連携を図りながら、資格取得の講座や就労相談など、ひとり親家庭への就労支援を進めていきます。	子ども相談室
ひとり親家庭に対する相談・支援活動の充実	さまざまな問題をひとりで解決しなければならないひとり親家庭の自立支援に対し、総合的な相談を行う取り組みです。	ひとり親家庭に対して関係機関が連携を図り、生活一般及び自立生活に必要な相談・支援活動を充実させていきます。家族構成や生活状況に応じた相談支援を行うなど、支援に努めていきます。	子ども相談室
母子寡婦福祉連合会への支援	近年、ひとり親家庭は増加傾向にありながら、母子寡婦福祉連合会の会員は減少しており、ひとり親家庭の福祉向上を図るためにも、母子寡婦福祉連合会への支援をする取り組みです。	入会の説明や各種情報提供、会場借り上げの支援を行うほか、相談業務などにおいて、民生児童委員・主任児童委員との連携を図っていきます。	子ども相談室

3)障がい児施策の充実

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
障がい児保育の推進	障がい児保育は、保護者の入所希望により受け入れを実施しています。	一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、常に家庭、専門機関等との連携を密にした、きめ細やかな保育の実施に努めていきます。	保育所 認定こども園
障がい・発達障がい等に関する相談体制の整備	乳幼児健康診査や健康相談を通して、経過観察が必要と判断される乳幼児とその保護者に対して、乳幼児の健やかな発達への支援を目的とした相談・支援をする取り組みです。	保健師や関係機関との連携を図りながら、子どもの障がい・発達障がいの早期発見・対策を行うとともに、支援員によるサポートを充実するなど、専門的相談及び身近な生活に関する相談などに対応できる体制を整備していきます。	健康推進課 福祉総務課
特別支援教育の推進	学習障がい(LD)・注意欠陥／多動性障がい(ADHD)・高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援に努めていく取り組みです。	適切な就学相談に努めるとともに、個人に応じた支援が図られるよう、特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の推進を図るとともに、保護者との連携を強化していきます。	教育委員会
障がい児のいる家庭への各種手当の助成	障がい児の福祉の増進を図るため、経済的支援を実施する事業です。	障がい児または保護者に対して、特別児童扶養手当等の各種手当の支給を行い、経済的な負担の軽減を図っていきます。	福祉総務課
障がい児の支援ネットワーク	障がい児の在宅生活を支援する一環として、関係機関・団体との情報の共有化と連携強化やサービスの効果的な運用とネットワーク化を推進する取り組みです。	ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいへの理解促進と、ボランティアの育成を図っていくため、保健・医療・福祉・教育・就労などさまざまな関係者の支援ネットワークを構築していきます。	福祉総務課

事業名等	概要	施策の方向性・目標	担当課
<p>ライフステージに応じた障がい福祉サービスの充実</p>	<p>障がい児（者）のライフステージに応じた支援について、児童福祉法及び障害者自立支援法に基づき、障がい児通所サービスや障がい福祉サービスの展開を図り、サービスの充実に努める取り組みです。</p>	<p>●保育所等訪問支援 障がい児通所サービスを利用する児童が集団生活への適応ができるように、児童の通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、専門的な支援や必要な支援を行っていきます。</p> <p>●児童発達支援・放課後等デイサービス 1歳6か月健診や3歳6か月健診で発達障がいの疑いを指摘され、児童発達支援の利用につながるケースが多いため、スムーズな事業につなげられるようにしていきます。また、関係する機関との連携も強化し、支援体制の充実に取り組むとともに、障がい児福祉施設の整備・改善についても、民間事業者の理解や協力を得ていきます。</p> <p>●夏期社会適応訓練（作業体験・交流体験） 障がい児が保護者・学校との関わりだけでなく、利用者やボランティアとの交流を通して団体生活のなかでの周囲との関わり方を学ぶことにより、今後の進路の参考になるように実施していきます。</p> <p>●日中一時支援事業 制度を知らないために利用に結びついていないケースも見受けられるため、吉野川市の広報等を用い、制度の周知を図っていきます。また、障がい児福祉施設の整備・改善についても、民間事業者の理解や協力を得ていきます。</p>	<p>福祉総務課</p>

第5章 推進体制

1 計画の推進に向けて

吉野川市子ども・子育て支援事業計画を実効あるものとするため、次の取り組みを実施します。

(1) 推進体制の整備

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要です。そのため、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報共有の推進

子育て支援に関する情報等について広報や市のホームページを活用して公開し、住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット等を通じて、周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育・教育関連の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、各種事業の広域利用、障がい児への対応など、広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や徳島県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の評価・確認等

本計画の推進にあたり、計画の適切な進行管理を進めるため、庁内関係各課を中心として具体的な取り組みの進捗状況について把握に努めるとともに、「吉野川市子ども・子育て会議」において、取り組みの実施状況について点検及び評価を行います。

また、「各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等」「各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、その実施状況について、年度ごとに進捗状況を把握・管理し、利用者の動向を鑑みながら、今後の事業展開に活かしていくものとします。

資料編

■吉野川市子ども・子育て会議開催経過

年度	日程	検討内容
平成 25 年度	第1回 平成25年10月3日 (木曜日)	(1) 子ども・子育て支援新制度について (2) 子ども・子育て支援事業計画策定・スケジュールについて (3) 子ども・子育て支援ニーズ調査について (4) その他
	第2回 平成26年2月20日 (木曜日)	(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査(速報)について (2) 子ども・子育て支援事業計画について (3) 川島こども園について (4) 認定こども園ぶどうの木について (5) 26年度保育所入所・幼稚園入園児童数について (6) その他
平成 26 年度	第3回 平成26年5月29日 (木曜日)	(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告について (2) 量の見込みについて (3) 区域設定について (4) 子ども・子育て新制度に係る条例(案)について (5) その他
	第4回 平成26年7月17日 (木曜日)	(1) ニーズ量の見込みと確保策について (2) 子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について (3) 関係条例(案)について (4) その他
	第5回 平成26年12月17日 (水曜日)	(1) 吉野川市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) その他
	パブリックコメントの実施 【意見募集期間】平成27年1月5日(月曜日)～平成27年2月3日(火曜日)	
	第6回 平成27年2月27日 (金曜日)	(1) 吉野川市子ども・子育て支援事業計画(最終案)について (2) 教育・保育施設の申込み状況について (3) その他

■吉野川市子ども・子育て会議委員名簿（平成27年3月現在）

	氏名	役職等	備考
1	香川 節子	NPO法人子育て支援ネットワーク とくしま会員・お話グループみるく代表	子育て支援団体
2	中西 渉	吉野川市子育て応援団団長	子育て支援団体
3	中村 桂子	吉野川市放課後児童クラブ代表	子育て支援団体
4	三木 大五郎	吉野川市児童館連絡協議会会長	子育て支援団体
5	井内 衡	吉野川市主任児童委員協議会会長	福祉事業関係者
6	野口 優子	吉野川市社会福祉協議会会長	福祉事業関係者
7	松下 誠 <small>【第1回～第2回】</small>	吉野川市PTA連合会会長	子育て中の保護者
	後藤 康夫 <small>【第3回～第6回】</small>		
8	三谷 三佳 <small>【第1回～第2回】</small>	吉野川市幼稚園PTA連合会会長	子育て中の保護者
	京野 章 <small>【第3回～第6回】</small>		
9	岡田 裕輔 <small>【第1回～第2回】</small>	吉野川市鴨島西保育所保護者会会長	子育て中の保護者
	黒川 美宏 <small>【第3回～第6回】</small>		
10	田村 義雄	連合徳島中央地協中部地区協議会事務局長	労働組合の代表
11	長尾 寿美子	吉野川市母子寡婦福祉連合会事務局	母子等に係る事業者
12	尾嶋 英子	吉野川市保育事業研究会副会長	保育施設運営者
13	山賀 杏子	徳島県私学幼稚園協会書記	保育施設運営者
14	谷 朝子	公募委員	
15	阿麻橘 直美	公募委員	

■子ども・子育て会議条例

○吉野川市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、吉野川市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、新たに委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第5条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見又は説明の聴取、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年吉野川市条例第48号)の一部を次のように改正する。

■本計画の根拠法令(子ども・子育て支援法第 61 条-全文)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

■用語解説

か行

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他さまざまなスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名（補助者ありの場合）以下。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設）・保育所（園）のこと。

○居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

○協働

まちづくりの共通目標（本計画においては、基本目標「子どもも親も みんな笑顔で夢紡ぐまち 吉野川」）を達成するために、多様な主体がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等を生かしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を創り出すこと。

○子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

○支給認定

施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園・保育所（園）へ通園・通所または通園・通所希望する児童の区分（次の3区分）についての「認定」で、保護者の申請に基づき、「認定」は市が行う。

1号認定	教育標準時間認定（主に認定こども園、幼稚園を利用）
2号認定	満3歳以上保育認定（主に認定こども園、保育所を利用）
3号認定	満3歳未満保育認定（主に認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用）

○事業所内保育事業

企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。

○施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

○小規模保育事業

小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。

A型	定員6～19人 保育士はすべて有資格者
B型	定員6～19人 保育士は1／2以上が有資格者
C型	定員6～10人 家庭的保育者が保育

た行

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育所（園）のこと。

○特定地域型保育

市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。

や行

○幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

吉野川市

子ども・子育て支援事業計画

発行：吉野川市 健康福祉部 子育て支援課
〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1
電話 0883-22-2266

発行年月：平成 27 年 3 月